

総務常任委員会
決算常任委員会総務分科会

(令和2年9月2日)

○ 萩須智之委員長

おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして危機管理監所管の審査を始めます。

冒頭に、昨日、最後に審議していただきました政策提言シート、緊急輸送道路の扱いについてなんですけど、そもそも決算常任委員会の中で一応吟味はしていただいた中で、今後見守っていくということもありますので、委員会で一度お話ししていただくべきかなと思います。

それで、終わりましたらシティプロモーション部のほう、実行委員会形式の3事業と、この緊急輸送道路については、もうほぼこの総務常任委員会所管、あと、文化財につきましては、ちょっとまたがるということもあって留保させていただくにしましても、この二つをどういうふう到最后仕上げるのかという点でご意見をいただきたいと思います。分科会長報告に当然書くべきものとは思っておりますが、特に昨日の緊急輸送道路については、避難の拠点ができた後、県との交渉で年度末までに国道477号バイパスが第1次緊急輸送道路に格上げしていただくと一段落するというところで、これが年度内になされればよしということですが、シティプロモーション部の実行委員会形式の3事業——実際にはそれ以外にも二つほどございますが——こういう事業を市直営でやっていくかどうかという問題については、1年、2年では決着を見るものではないと思うんですね。その辺についてちょっとご意見をいただこうと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

緊急輸送道路、先ほど委員長は国道477号バイパスが今年度中に指定されれば一段落というふうなご発言があったんですけど、この提言の1のほうは、1次じゃなくて2次についても沿道の耐震化ということとか無電柱化というようなことも触れられていますので、1をやって、2のほうは、まずは取りあえずは完結していくんだと思いますが、1のほうは、まだ引き続き、調査はというか見守っていくのは必要なのかなと思うんですけども。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。その扱いなんですけど、もう提言シートは1回出して認められ

ば認められた、認められなかったら認められなかったということで終わっていくわけなんですね。じゃ、毎年出すのかって、そうでもない。そこら辺の扱いがまだきちっと決まっていなかったように思いますので、もう見守っていくのはみんな見守っていかならんと思うんですが、どうしたものかなと思ひまして。

○ 豊田政典委員

そのルールは、本当は決算常任委員会全体でね、統一ルールを決めてもらわないと、全体会で各分科会がどう報告して、それを全体会で扱うのか扱わないのか、扱うならどうやって扱うのかというのは、これは決まっていらないんですよ、どうやら。

それは、本当は全体会で決めてほしいところなんですけど、決まっていない現状において、考え方は、樋口委員の言われるように、一定の決着するまでは所管分科会が抱えていくしか、見守っていくしかないと思うんですよ、見守る必要があると思うんですけど、だから、ルールが決まっていらないし、全体会でどう扱うか分からないけれども、取りあえず総務分科会としては、分科会長報告の中に関わる3事業についての議論のまとめを報告していく必要があるんじゃないですか。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、それぞれがこの点については継続して見守っていきますということで、取りあえず提言シートとしてはそれでもうこれで終わりということによろしいですか。提言シートというのは、ずっと積み重なっていくものであると、どんどん増えていってしまいますが。積み重なっていいんですか。

○ 豊田政典委員

一般論としてね、提言なので市長が判断するわけですよ。議会が提言したけれども、これは庁内で議論した結果、これはできませんということになった場合は、もうそれで終わりだと思うんです。だけど、総務分科会に係る3事業については、それぞれまだ庁内議論、検討が途中なわけですよ、実行委員会にしろ、緊急輸送道路、それから文化財関係も。これは、やらないとも言っていない、やろうとされているので、それは最終決着まで総務分科会で見守る必要があると思って昨日も私は自分の考えは発言させてもらったつもりな

ので、みんなで改めて、この分科会の中で時間を取って、意見を出し合って、まとめを作って、それを全体会で報告していく、そんな流れが必要なんじゃないかなと思っています。

○ 荻須智之委員長

そうすると、また改めて、この決算審議の一番最後のあたりでやりますか。

○ 豊田政典委員

というのが一番分かりやすいと思うんですけど。僕はそう思っています。

あるいは、今から、もう終わっちゃった、三つも終わったね。本当はその理事者がいるときに質疑もしながらやったほうがよかったけど、もう過ぎちゃったので、まとめて。

○ 荻須智之委員長

どちらかという、もう議員間討議になると思いますので、理事者が必ずしもみえなくてもいいとは思いますがけれども。

じゃ、最後にそれをもむということによろしいでしょうか。

(意義なし)

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。それが見えていませんでしたので確認させていただきました。

では、昨日に引き続きまして質疑に戻らせていただこうと思うんですけども、資料請求がありましたので、資料説明からしていただけますでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

危機管理室長の伊藤です。おはようございます。よろしく申し上げます。

追加資料、タブレットのほう、ちょっと間に合っていないくて、紙でお渡しはさせてもらっています。決算常任委員会、総務分科会資料といたしまして、目次の後、3ページに令和元年度防災士養成研修について。それから、4ページになりますけれども、耐震診断義務化沿道建築物（第1次緊急輸送道路）の診断状況についてということで2枚をつけさせていただきます。後ほど説明させていただきますけど、それと、もう一つ、決算常任

委員会の資料で差し替えがございましたので、おわびと修正のほうをさせていただきます。

タブレットのほうにつきましては、305決算常任委員会資料（部局別）、危機管理監というところの、ページにつきましては13ページになります。

この地域応急給水栓の配備状況というところ、13ページから15ページでございますけれども、この配備状況の数字、タブレットの数字では2とか3とか4とかという数字になってございますけれども、実際の配備状況につきましては、全て1、数字の1となっておりますので、紙でお配りさせてもらったものに修正をさせていただきますので、よろしく願います。

○ 豊田政典委員

今の全然分からん。

○ 萩須智之委員長

もう一回、何を修正したかということ。

○ 伊藤危機管理室長

13ページの令和元年度応急給水栓セット配備数、それから、右の令和2年度の今後の配備予定、それから令和3年度の配備予定のところの数字ですけれども、タブレットのほうでは数字が1のところと2であったり3であったりという数字が混じっておりました。これ、全てオール1になりますので修正をさせていただいたというところでは。

それに合わせてですけれども、15ページの計の合計のところ、ここの数字が変わってまいりましたので、令和元年度、58、令和2年度については47、それから、令和3年度のところが24となってございましたけれども、これは58でございます。令和4年度は変更なしという形になりますので、少し数字が入れ替わったという形で修正をさせていただきますので、よろしく願いしたいと思っております。

○ 豊田政典委員

それは、改めてアップせんとあかんですよ、委員会資料なので。

○ 萩須智之委員長

これは当然修正していただくんですね。

○ 伊藤危機管理室長

はい、すみません。

ちょっと間に合ってございませんので、すみません。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

以上。

○ 萩須智之委員長

以上で説明は終わりですか。

○ 伊藤危機管理室長

はい、すみません、それでは、追加資料の説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

令和元年度の防災士の養成研修でございます。

防災士の試験は、私ども防災大学を受けた、履修した者が受けれる形になっております。防災大学の受講者数は28人、令和元年度、それからステップアップ講座は受講者4人、防災・減災女性セミナーは受講者が13人という形になります。令和元年度の防災士の試験の受験資格者は24名という形になっておりまして、内訳は下のご覧のとおりでございます。これが今年度については、9月5日に受験するという形でございます。

下にちょっと括弧書きで令和元年度の防災士試験受験資格の取得条件が書いてございますけれども、NPO法人の日本防災士機構から養成機関として認証された自治体の研修機関、これが四日市大学であったりステップアップ講座であったり防災・減災女性セミナーなんですけれども、この研修が終わって、それか、防災士教本の31項目を全て履修すると防災士の試験が受けられるというものでございます。

それから、防災士の試験の実施ですけれども、今年度実施するというのは、昨日私のほ

う説明させてもらいました。今年度、この防災士の試験については、講座をコロナの関係で中止しているところから実施ができないという形になっております。昨年度の3月14日の最終講座も中止としましたことから、前年度の試験が半年遅れの9月5日となっているものでございます。

続きまして、4ページの耐震診断義務化沿道建築物、第1次緊急輸送道路の診断状況についてご説明をさせていただきます。

令和3年3月31日までに耐震診断結果の報告が必要となっておりますけれども、対象となる建築物については38棟ございます。診断済みの建築物は27棟、そのうち耐震性ありが8棟、耐震性なしが19棟、それから、診断未実施の建築物が11棟、このうち令和2年度の診断予定が7棟、令和2年度の解体予定が3棟、耐震診断の時期未定が1棟ということになってございます。耐震診断実施率は71.05%という形でございます。

追加資料の説明は以上になります。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑のある方は、挙手にてご発言願います。

○ 笹岡秀太郎委員

その給水栓の配備状況の間違え、何でこうやって間違えたの。簡単なミス。

○ 伊藤危機管理室長

配備状況の数字のミスにつきましては、チェックが甘かったところがあるんですが、実は優先順位を決めておりまして、2、3、4、5というその優先順位の数字を間違えて入れ込んでしまったというところなんです。チェックが甘かったということです。すみません。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

単純なミスなんやなと思いつつながら。

そうすると、この数字で決算計上してへんわな。その決算の数字は出てきやへんのやわ

な、間違えた数字で。

○ 伊藤危機管理室長

この1の数字で決算のほうの数字は出ております。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

分かりました。

そして、令和3年度で一応全てのところに行くというような見方でええのかなと思うんですけど、令和4年には防災倉庫等に39ということ、これは見方やろうと思うけど、この等というのは何なの。

○ 鈴木政策推進監

政策推進監、鈴木でございます。

等の中には、先日、私どものほうからご説明を差し上げた上下水道局さん、練習用とかで配備させていただいているこちらのものが含まれております。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

了解しました。

そうすると、この令和4年度、39で全てこの配備計画が終わるということですか。

○ 鈴木政策推進監

そのとおりでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

了解しました。

○ 萩須智之委員長

よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員

関連。

○ 萩須智之委員長

関連で、村山委員、どうぞ。

○ 村山繁生委員

これ、この見方なんですけど、令和元年度に1か所ずつ整備したところが、大体令和3年度にまた1がついて、令和元年度にしていなかったところを令和2年度に整備するということで、これ、行く行くは、各この避難所、2か所ずつというイメージでいいんですか。

○ 鈴木政策推進監

まず、令和元年度につきましては、地区市民センター及び——前回の資料の中で優先順位1とか2になっておりますけれども——沿岸沿いの施設に対して配備をさせていただいております。

令和2年度につきましては、それ以外の地区市民センター以外、主に避難所に配備させていただいております。

令和3年度につきましては、地区市民センターの増にプラスアルファという形で最後の数字で、令和4年度につきましては、防災倉庫等に周知や配備をさせていただくという計画をいたしております。

以上です。

○ 村山繁生委員

大体これで見ると、令和元年度に整備されていないところが令和2年度に整備されるんですけども、令和2年度にも整備されないところも、全然ゼロのところもあるんですけども、これはどういうことなの。優先順位が低いということなんですか。

○ 伊藤危機管理室長

この優先順位を決めておりますのは、まず、避難目標ライン、津波のところの避難目標

ライン周辺、それから、その次に沿岸部、その次に中央部と、最後に山間部という形で、沿岸から順番にという優先順位をつけて配慮をしていく予定でございます。

以上です。

○ 萩須智之委員長

沿岸からの順番が優先順位ということですね。

○ 村山繁生委員

そうすると、まだ令和2年度にも、去年も今年も何もゼロのところも、これは仕方ないということなんですね。

保々中学校とか、離れておるでね。

○ 伊藤危機管理室長

ええ、という形ですので、山間部のほうは最後のほうという形になります。

以上です。

○ 村山繁生委員

沿岸部というよりも、これ、あくまで断水したときに使用するものですよね。

○ 伊藤危機管理室長

はい。

○ 村山繁生委員

だから、沿岸部ばかりじゃなくて内陸のほうでも断水のおそれはあるものですから、令和元年度できなかったところは令和2年度に全部整備したほうがええかなと思うんですけども、どうですか。

○ 萩須智之委員長

ご意見に対して、伊藤室長。

○ 伊藤危機管理室長

地区市民センターには必ず一つはもうありますので、地区市民センターには、もう先に昨年度配備をさせてもらったところです。

以上です。

○ 村山繁生委員

分かりました。

それと、もう一つちょっと確認したいんですけど、これ、復旧水栓というイメージが前あったんですけど、これは、この復旧水栓と、この応急給水栓と混ぜたような形という感じですかね、これ。また新たに地下の消火栓を作ってもら、整備してもらということですか、これ。

○ 江川危機管理室室付主幹

復旧給水栓につきましては、上下水道局様の事業として事業計画を立てて整備のほうを進めていただいておりますけれども、それより以前に、足りない場所、だから復旧水栓が設置できない場所につきましては、既存の消火栓から給水を取っていただく形で、今現在整備を進めさせていただいている次第です。

○ 村山繁生委員

分かりました。すると、これ、接続するのは、全部既存の消火栓ということなのですか。

○ 江川危機管理室室付主幹

既存の消火栓と、新しく整備されております応急給水栓、両方とも使える形となっております。

○ 村山繁生委員

両方とも使うということね。分かりました。

○ 荻須智之委員長

村山委員、よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員

はい。

○ 樋口博己委員

防災士の養成研修について、資料をありがとうございます。これで内容は分かりましたので。9月5日ですかね、受験資格のある方は24名ということですがけれども、1人でも多くの方が受験いただきたいなと思います。これは感想です。

耐震診断義務化沿道建築物、第1次緊急輸送道路のことで資料を頂きましてありがとうございます。これ、全体の建築物が38棟で、分母がこれなんですけれども、まず、これ、来年の3月31日までに耐震診断の結果報告が必要ということで、これ、もし耐震診断をしていなければ、どういうふうになるんですか。

○ 江川危機管理室室付主幹

診断結果とともに診断未実施という形での公表という形となってまいります。

○ 樋口博己委員

これは、公表、この建物は耐震診断をしていないということなんでしょうけど、これはどういうふうに公表されるんですか。

○ 江川危機管理室室付主幹

県のほうでの公表という形になりますので、これから公表方法についてまた詰めていく形の予定となっております。

○ 樋口博己委員

分かりました。

この耐震診断時期未定の1棟に関しては、引き続き、今年度の事業ですけど、アプローチいただきたいなと思います。これ、すみません、決算と違いますけど、これ、現実に予算がもうないのでできないのですか、今からやるというふうに意思を……。この未実施、予定がないところの1棟ですけど、今から、例えば危機管理室がアプローチしてやるとい

うふうになった場合に、予算としてはまだあるんですか、今年度は。

○ 江川危機管理室室付主幹

なるべく沿道につきましては進めたいと考えておりますので、その際には予算の何とかやりくり等を考えさせていただきたいと思っております。

○ 樋口博己委員

分かりました。よろしく申し上げます。

既に耐震診断27棟終えていただいている、耐震性があるのは8棟なんですけれども、耐震性なしという確認できた19棟に関しては、これはどんなような方向性を確認してみえるんでしょうか。

○ 江川危機管理室室付主幹

昨年度から、耐震性なしの建物につきまして補助制度というのを始めさせていただいております。ですので、今後は耐震改修に向けた指導、補助制度を使った耐震改修の促進というのを指導させていただく形で予定しております。

○ 樋口博己委員

これは、そうすると、耐震工事の補助制度が始まったのでそういう方向性を出すんですけど、中には耐震性がないんなら壊すよということを意思表示されてみえるとか、ないんですか。

○ 江川危機管理室室付主幹

委員の言われるとおり取壊しのほうを検討していくと言われてみえる方もおると聞いております。

○ 樋口博己委員

分かりました。いずれにしても、19棟は耐震性がないということが確定しているので、それぞれの事業所、建物所有者の意向に沿った形で丁寧にアプローチをお願いしたいと思います。

これは、解体する場合は補助制度はないんですよね。

○ 江川危機管理室室付主幹

先ほど申し上げました耐震改修補助の中で、解体する場合についても改修と同等の補助、補助金は支給できるという規定をさせていただいております。

○ 樋口博己委員

分かりました。

これ、具体的に、建物の規模によって補助金額が、割合ってあると思うんですけど、上限が多分あると思うんですけど、ちょっと簡単に、その耐震工事の補助制度を説明いただけますか。

○ 荻須智之委員長

大ざっぱに何割とか上限幾らとかという程度でいいですか。

○ 江川危機管理室室付主幹

耐震改修補助につきましては、工事費用の44%を上限とさせていただいております、かつ、床面積に対して平米当たりの単価幾らという形での算定の上限を設けてございます。ですので、基本は平米当たり幾らの単価で計算させていただきまして、それで算出される工事費の44%までの補助金を補助として支出させていただく形となっております。

○ 樋口博己委員

そうすると、かなり大きな床面積のある建物であっても、補助額の金額の上限というのはないのですか。

○ 荻須智之委員長

金額の上限はありますかということです。

○ 江川危機管理室室付主幹

すみません、建物の用途によって変わってまいりますけれども、住宅、戸建て住宅等で

あれば平米当たり 3 万 4100 円、マンションであれば 5 万 200 円、それ以外の建物については 5 万 2200 円というのが平米当たりの単価としての上限となっております。

○ 樋口博己委員

いやいや、だから平米当たり上限なんでしょうけど、全体として、補助金額の全体が例えば 200 万円が上限とか、そういうのはないんですか。

○ 萩須智之委員長

総額の上限ですね。

○ 江川危機管理室室付主幹

総額の上限というのは定めてございません。

○ 樋口博己委員

いい制度だと思います。しっかりと耐震工事、あるいは除去なり進めていただいて、この緊急輸送道路、大事な道路ですので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

ちなみに、この下の米印の耐震診断実施率というのは、これはあれですね、38 棟分の 27 棟が 71.05% ということでいいんですかね。分かりました。

以上です。

○ 萩須智之委員長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

ほかで続けているいろいろよろしいですか。

○ 萩須智之委員長

どうぞ。

○ 樋口博己委員

ちょっと先ほどの耐震に関連するんですけども、主要施策実績報告書では62ページで、住宅及び建築物の耐震化を促進するということの事業があるんですけども、この中に先ほどの緊急輸送道路の云々も入ってくるかと思います。それで、目標が90.9%以上で、平成30年度で既に90.9%になっていて、実績として92.8%になっています。これ、恐らく耐震化工事をするというよりは、除却とか新築で耐震化率が上がっているんだろうと思っています。

それで、今年のこの耐震化率という議論の中で、平成30年度末で90%になっているので新たな指標が必要ではないかというようなことを考えているというような答弁があったんですけども、その中で家具の固定率に変更するというような意思が示されているんですけど、これは、今年度はこういう目標に対してでしたけど、令和2年度決算においての目標は、家具固定率に変わっていくということではないですかね。

○ 伊藤危機管理室長

家具固定率につきましては、新総合計画の中で10年のスパンで80%という目標値を定めているところです。単年度ではなくて10年のスパンという形で考えているというところがございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、令和2年度の決算の一般住宅耐震化率というのも、こういう目標を立てて、何%を目標というふうにしていくという意味ですかね。

○ 荻須智之委員長

令和2年度、今年度の末まででどうかということですか。

○ 樋口博己委員

これ、既に、令和元年度に関しては、その目標なり実績がこの耐震化率で出ているんですけど。

令和2年度の主要施策実績報告書の目標設定、実績についての数値は、同じく耐震化率で行くんですかという問いです。

○ 伊藤危機管理室長

同じく耐震化率ですけれども、まだ今のところ推計でしか出ておりませんので、実績ははっきりと分かっていないのが実情です。

○ 樋口博己委員

ですから、これ、耐震化率を追っていくのは必要ないとは思わんのですが、こういう指標としてどうなのかという問いなんですけど。そうであるならば、10年間の目標で80%という方向があるのであれば、例えば、令和2年度の決算においては、家具固定率が、今、五十数%なので、それを55%にしていこうとか、そういう指標にするべきではないですかという問いなんですけど。

○ 伊藤危機管理室長

四日市市の建築物耐震改修促進計画というのがございまして、その中では、令和32年度の目標値が95%という数字が上げられているところです。その数値で目標値という形だと思っています。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、95%になるまでは、あくまでもこの数値で、目標で行くということですかね。この耐震促進計画も、平成32年だと令和2年度末でその計画も終わると違うんですかね。それを見直した中で、こういう目標数値の見直しというのも考えられると思うんですけれども。

○ 江川危機管理室室付主幹

先ほど委員からおっしゃられましたとおり、耐震改修促進計画につきましては今年度末で計画が切れるということで、今年度中の改正を建築士様とともに検討しているところです。その中で、また、目標についても再度検討していかなければならないと考えておる次第でございます。

○ 樋口博己委員

しっかりとそこで検討いただいて、当然95%、今年度でね、なるかどうかはちょっと分かりませんが、確実に数字として上がっていて、ただ、一方で、耐震が必要な建物も、そこにお住まいの方も、現実的に経済的理由でもう何ともしようがないというところもあるかと思っています。結果として、その除去をすることで耐震率が上がったたり新築で上がっているというのが現状なので、耐震診断して、耐震補強工事をして、この耐震化率が上がっているという現状ではないので、ちょっとその辺しっかりと計画の見直しの中で、この家具固定率というのは明確にうたってありますので、総合計画においてはという話でね、しっかりと検討いただきたいなと思います。

続けていいですか。

○ 荻須智之委員長

はい、どうぞ。

○ 樋口博己委員

委員会の出していただいた資料のところの34分の16からの国土強靱化地域計画関連ということで、これ、三重県の計画に基づいて四日市の主な取組について成果ということでまとめていただいているので、ちょっと直接の危機管理担当の事業ではないところもあるのだけれですけど、ちょっと確認で何点かお聞きしていきたいなと思います。

まず、16ページの一番最初、これ、耐震診断促進計画ですよ。これ、さっきのとおり除去が260棟ということだったので、先ほどのとおりしっかりと計画の見直しの中でお願いしたいなと思います。

34分の18なんですけど、津波防災地域づくり、適切な情報提供等というところで、津波からの適切な避難場所確保のため、新たに2施設を津波避難ビルとして指定した、合計123施設ってあるんですけど、これは、以前、塩浜地区、あの地域になかなか津波避難ビルの選定が難しいというような課題があって、あそこに津波避難タワーをという考え方も検討するというような以前答弁があったかと思うんですけど、その後どんなような議論があったんでしょうか。具体的にこの地域に津波避難ビルの指定がされていたらいいんですけど、されていないとすると何らかの手を打たなければいけないと思うんですけど、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○ 服部危機管理監

具体的な地区名をおっしゃっていただきましたが、その地区周辺の商業施設が最近出来上がってきておりますので、そういったところの津波避難ビルの指定を進めておるところでございます。

新たに津波避難ビルを市が直接造りに行くということは、今現在想定していないというのが現状でございます。

○ 樋口博己委員

今、答弁された商業施設というのはイオンタウン四日市泊のことですよね。なかなかあのその第1コンビナート界限の人たちが、近鉄、JRを越えて国道23号を越えて、そこまで行くと、ほとんど5mラインに近づくんじゃないんですかね。

そこまで逃げるということですかね。

○ 服部危機管理監

すみません、津波避難に関しましては、基本的には遠くの高台を第一義としておりまして、やむを得ない場合に身近な津波避難ビル、高いところへ逃げていただくということにしております。基本は遠くの高台ですので、そういったところからそこを利用してもらうような働きかけになりますが、また、近年、地区内にコンビナート企業の新しい事務所等も出来上がってきておりますので、そういったところの津波避難ビルの指定についても、今、進めさせていただいておるところでございます。

○ 樋口博己委員

あと、ちょっとさっきの商業施設というのは、ちょっと答弁どうなのかなと思いますので、コンビナートも事業所のビルというのは現実的なことだと思いますし、例えば近鉄、JRを越えている道路、ああいったところも、地域の皆さんと道路管理者との協議も必要なんでしょうけれども、一時的にあそこへ駆け登って逃げるといふことも、考えていかないけないのかなと思いますが、そんなような協議は今までされているのでしょうか。

○ 萩須智之委員長

跨線橋ですね。

○ 樋口博己委員

はい。

○ 服部危機管理監

跨線橋の活用については現段階では検討してございません。ご指摘いただきましたので検討したいと思いますが、その跨線橋自体の耐震化等も含めて今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○ 樋口博己委員

耐震化、長寿命化は、しっかり順次やっていただいていると思いますので、それぞれの場所によってどうかはあると思いますので、しっかり協議いただきたいと思います。

富田地区、羽津地区なんかも、富田山城線の国道1号、近鉄を越えるところ、あそこに階段で上れるようになっていきますので、そういう実例もありますので、今ある施設でいかにして一時的に逃げる場所を確保するかという観点でしっかり検討いただきたいなと思います。

次、19ページの避難路等の整備で、教育委員会の中で羽津北小学校に屋上への避難を考慮した外づけ階段及び非常用発電電源装置というような設置いただいておりますけれども、これ、橋北小学校なんかにも設置いただいておりますけど、この非常用電源というのが恐らく3日間ぐらいもつような計画だと思うんですけど、非常用電源を回すと電源供給というのはどんなふうに対応されるようになっているのでしょうか。

○ 服部危機管理監

津波避難ビルとしての学校の建物を利用するときの非常用電源なんですが、その避難路等を照明で照らす用ということで整備しておるといふふうに理解しております。

○ 樋口博己委員

見た感じ、避難の、だから、階段とか屋上の電源だけを灯すというふうに別電源回路になっておるといふ意味ですかね。それにしても、機械、結構立派な発電機のような気がする

るんですけど、ちょっとこれは教育委員会なのでこれ以上聞きませんが、こういったことも取りまとめていただくのは危機管理室なので、非常用電源を新たに設置されたということであれば、その辺の情報はしっかり把握いただきたいなと思います。

次、20ページなんですけど、職員の人材育成というところで、名古屋大学減災連携研究センターへ職員を派遣して専門性の高い職員の養成に努めたということになっていて、これは委員長の下で名古屋大学へお邪魔したときにお会いした職員の方が派遣されて専門知識を得てみえたんだと思うんですけど、その職員から、その専門性を得た知識というのは危機管理室の皆さんにどんなふうに伝わっているのかと、あと、その職員は、戻ってきただけからしばらくやっぱり危機管理室の中で仕事をしていただいたほうがいいように思うんですけども、今ここにはお見えにならないので違うところに行かれたというのは分かっているんですけど、その辺のところの考えは、共有方法等、人材の配置のところ、ちょっとその辺の考え方をお聞きしたいんですが。

○ 萩須智之委員長

どのように勉強されたことを共有されたか、今後の見通しを、危機管理監、お願いします。

○ 服部危機管理監

名古屋大学の減災連携研究センターへの派遣職員につきましては、年間を通して研究をしております、年間を通した研究成果を年度末に危機管理室のほうで報告をしてもらっていたという状況です。

ご指摘のように今年度異動ということになりました。新たな者が名古屋大学の減災連携研究センターに派遣をさせていただいて、新たな研究に取り組ませていただいているというところがございます。

長くその職員を置いておくほうがいいのではないかというご指摘だと思いますが、前の職員が相当長くおりましたので、その職員の将来のことを考えて今回異動になったという整理でございます。

○ 樋口博己委員

それはそうなんだろうけれども、ただ、こうやってわざわざ名古屋大学のほうへ派遣

して、戻ってみえたのは、昨年の末で戻ってきたのと違うんですかね。

○ 服部危機管理監

すみません、常時行っていたというのではなくて、例えば1週間に1回、2回というこ
とで、そちらへ研究に通っていたというような状況でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、例えば年間で3分の1ぐらいは名古屋大学で、3分の2は四日市、危機管
理室で、向こうで学びながら随時情報を共有していたということなんですか。その辺の具
体的なその割合というかそういうのをちょっと教えていただけますか。

○ 服部危機管理監

本人独自の研究と、あと、いろんなもう会議の都合によって変わるんですが、おおむね
週1、2回、割合で言うと4分の1から5分の1程度を名古屋のほうで研究に充てていた
ということになるかと思います。

○ 樋口博己委員

そういうことであれば、半分以上は四日市に席はいるということであれば、その間、情
報共有できるんだろうなと思いますけれども、ただ、せっかくしっかりと専門的な知識を
得たので、それで次年度異動というのは、ちょっと人事の配置としてね、その本人のこ
とを思うとどうなのか、また、別問題ですけど、配置としては、やっぱり、今も派遣してい
るということであれば、派遣から帰ってきてしっかり危機管理室の中で実務ができて共有
できるような最低1年ぐらいはね、やっぱり残って共有いただきたいなと思いますので、
これは人事のこともあるのでこの程度にさせていただきますけれども、ちょっとこれは考
えていただきたいなと思います。

その20ページの下のほうですけれども、土砂災害計画区域等の指定のところ、土砂災
害防止法に基づく危険区域を指定しているということで、指定されたところで説明会等
を行ったってなっています。

21ページのところでも、大規模災害を考慮した都市づくりということで、災害リスクを
計画内に示すとともに、災害リスクの高い区域を住居誘導区域から除外するというふうな

こともあるんですけど、これは、そういう地域の皆さんに説明はしたんでしょうけど、そこから移転となれば、場所によっては指定された危険区域からの移転となれば補助制度もあるんでしょうけど、これ、今後はどんな展開になるんですかね。説明を毎年やっていくということなのか、今後どんな展開が見込まれるんでしょうか。

○ 谷口危機管理室室付主幹

土砂災害警戒区域に指定された場合の説明会なんですが、指定されたときに指定された住民の方に対して説明会を行っておるのですが、建築指導課さんのほうが主体になってやっけていただいております、説明の頻度としましては、指定されたときに1度ということになっております。

以上です。

○ 服部危機管理監

立地適正化計画につきましては、これも都市整備部のほうで策定をしておるんですが、今後の動き、既に立地適正化計画の中に居住誘導区域から外すべき区域として土砂災害の想定がある区域であるとか津波による浸水が2 m以上の浸水がある区域であるとかといったことは居住誘導区域からは外して策定はされておりますが、今後の流れとしまして、委員おっしゃられるような移転計画等、防災指針のようなものを加えて立地適正化計画を改定していくというような流れが、今現在、国土交通省のほうで検討されておまして、それが今のところに2025年度ぐらいまでには各市町村がそういうものを定めて対応していくという方針が打ち出されたところであるというような認識をしておるということでございます。

○ 樋口博己委員

そうしましたら、しっかりそういった国の流れ、意見の説明等を含めてしっかり対応いただきたいと思います。

次、22ページなんですけど、これ、自治体、国、民間事業者が連携した物資調達供給体制の構築というところで、防災用物資を取り扱う民間事業者と協定を締結し調達供給体制の強化を図ったってなっていますが、具体的に昨年度は幾つぐらいの事業者と提携をされて、どんなような物資の優先供給のような協定を結ばれたんですか。

○ 小林危機管理室主幹

物流に関して協定を結んでおる業者の数なんですが、昨年度は、すみません、1社でした。

それから、物資、品物についてなんですが、段ボール、間仕切りに使えるような段ボール素材の製紙会社、それから、あと、生活物資を供給していただけるスーパー等と協定を結んでおります。

以上です。

○ 萩須智之委員長

すみません、1社というのは、段ボール素材の業者が1社ということですかね。

○ 小林危機管理室主幹

物流業者が1社です。

○ 萩須智之委員長

物流業者が1社で、段ボール素材業者、それから生活物資を供給していただけるリーテ
ル、小売店と協定ができたということですね。

○ 小林危機管理室主幹

はい。

○ 樋口博己委員

分かりました。

これ、こういう協定もしっかり計画的に、次はどういう物資の調達が必要だということも、そんな計画を、考え方を整理いただきながら随時協定を結んでいただきたいなと思います。

将来的には、令和5年でしたですか、中学校給食センターが供用開始になると、あそこで、四日市で唯一、公が大規模で調理をして食料を調達できるような施設になりますので、そこがいかにか再開をして、食材を提供して、そこから温かい食べ物を市内に配送するとい

うようなことも考えていかなあかんと考えていますので、そんなことも念頭にしっかりと計画的なそういう協定を結んでいただきたいと思います。

それで、27ページなんですけれども、企業における業務継続計画、BCP策定の促進ということで、これ、当然、庁舎、行政はやっていますけど、なかなか民間事業者、大手はやっていますが、小さいところが、中小がなかなかここまで手が回らないという現状があるんですけど、企業に赴いてBCPの促進確認を行った、進捗確認を行ったってなっていますが、具体的に昨年度で何社ぐらい訪問して何社がBCP策定に動かれたのか、そんなことはどんな状況になっていますか。

○ 市川危機管理室室付主幹

昨年度のBCPの企業訪問についての数についてお尋ねいただきました。

昨年度についての数というところまで、申し訳ございません、把握はしておりませんが、災害防止協定を結んでいるコンビナートさんのところに赴いて、その進捗を確認させていただいたというふうに聞いております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

これも直接の担当ではない。でも、危機管理室、担当部局ですね、これ。何社訪問したか分からんのですか、これ。

○ 豊田政典委員

何で分からんのや。

○ 樋口博己委員

危機管理室が担当になっていますよ、これ。

○ 市川危機管理室室付主幹

今、手元のほうにちょっと資料ございませんので確認をさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○ 荻須智之委員長

ちょっとお待ちください。すぐ出るようでしたら、すぐ確認していただきましょうか。

○ 樋口博己委員

後で数だけ教えてもらえば。

○ 荻須智之委員長

後で紙資料でよろしいですか。

○ 樋口博己委員

そうですね、紙資料で。後で結構です。

これ、県の国土強靱化地域計画に基づいて四日市の対応を整理いただいているということで、毎年出していただいています。今回の、それぞれ担当、直接の担当課じゃないところも気になったところをお聞きさせていただいたんですけれども、いわゆる、これは、その担当課が事業を進める中で危機管理室が取りまとめということで、これをリストを出していただいていると思います。そういった面で、しっかりとそういう進捗状況、取組、これで大体分かるんですけど、どんなことをやっているのか、もう少し数値的なこととかも含めてしっかりと報告いただきたいなと思います。

その上で、昨年度も少し議論させていただきましたけど、国のほうの方針で、社会資本整備交付金ですかね、何かが国土強靱化地域計画を策定しないとほとんどゼロになる可能性がある、この計画があって、ようやくエントリーされるというのが条件になってきたということで、昨年度、四日市版の計画の策定に動いてもらっているということで、この8月中、9月中ぐらいでできるんですかね、何かそんなような話を聞いていますけれども。今、ちょっとその計画の進捗状況だけ、お聞きしたいなと思うんですが。

○ 服部危機管理監

四日市版につきましては、今現在、都市整備部のほうで整理を進めていただいております。ただ、三重県の国土強靱化計画が10月に改定予定ということもございまして、それを見ながら最終改定に進めていきたいということで、県の改定以降の四日市版の策定になるかというふうに考えておるところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、年内ぐらいにできるというイメージでいいんですかね。

○ 服部危機管理監

そのように認識してございます。

○ 樋口博己委員

現実的に都市整備部が社会資本整備交付金を活用して道路や橋の整備とか、また、上下水道も、具体的に、管渠の老朽化で更新が必要ということで、現実的にお金が必要なところが今はつくっているという状況だと思いますけど、先ほども言いましたとおり、この危機管理室が国土強靱化の取りまとめになっていますので、国においても国土交通省やなくて内閣府が取りまとめになっていますので、そういう意味でやっぱり危機管理室が取りまとめなので、都市整備部がつくっていますということはそれはそれでいいんですけど、どちらかというと都市整備部がしびれを切らしてつくっているということだと僕は感じています。

先ほど一つ一つ確認をさせていただきましたけど、しっかりとそういった危機管理室が取りまとめなんだと、責任を持って推進していくんだという意識を持ってまとめ上げていただいて、各部局がしっかりと、このしなやかな国土づくり、四日市づくり、災害に強いまちづくりをできるように危機管理室が推進いただきたいなど、これは強く要望させていただきます。

以上です。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか、要望ということで。

ほか、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

休憩という声が聞こえてきましたが、次がまだおありの方は、どうでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

じゃ、もう簡単に。もう簡単でもよろしいか。

水防費、目4、ページ数で言うと実績報告書の203ページ。

ここで水防訓練を実施していただいております、目標を上回る参加がいただいております大変ご苦労さんやなというふうなことを思います。昨今、大変水害等、各地で起こっていますから喫緊の課題かなというふうな思いがありますが、まず、この職員さんも水害時に出勤する機会があるということで訓練をしていただいております、これも大変ご苦労さんやなと思いますが、具体的にこの平成30年度で何人ぐらいの職員さんが水防訓練に参加をしていただいたのか。

○ 萩須智之委員長

時間がかかるようでしたら、休憩、挟ませていただきましょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

いいよ、いいよ。もう、参加していただいたのは間違いないんやから、それを生かして、今年度も水防訓練は、もう新しい年度になって、今までも説明したとおり各地で大変水害が起っているから、もう防災訓練は、例えば1回でもやったんですか、水防訓練は。こんな時代や、時期やから難しいとは思いますが、やっぱりやるべきことはやっておくことは大事かなという気がするんですけど。今年度、この実績を評価して、今年度の計画はどうだということです。

○ 伊藤危機管理室長

本年度の水防訓練につきましては、ちょうどコロナの関係がありましたので、実地という形はちょっと見送りをさせていただいていたところですよ。

○ 笹岡秀太郎委員

こういうときだから、確かにしようがないんだけど、やっぱりどんなときでも、水害は、コロナでも水害はあるんだから、その辺はしっかりと見据えてやっていかんと私はあかん

かなという気がするので、例えば図上訓練でもいいし、その辺のところは、工夫をしてやられたらどうかというふうなことを思います。

それから、土のう、66万3000円。これ、18か所ということは、単純に割ると3万円から4万円の間、3万四、五千円かなと思うんですけど、具体的に訓練用の砂を多分18か所のどこかに運んだと思うんですが、これは、それで訓練をしたという理解でよろしいんですね。例えば1か所でどれぐらいの量ができるの、この金額で。

○ 伊藤危機管理室長

ざっくりですけれども、2 tとか4 tという形でトラックで配送をいたします。1回につき2 tで1万5000円とかいう形で出ておりますので、それが18会場、地区の訓練であったりという形でございます。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

そういう形で、各、今見ておると18か所に配付してもらったと。そうすると、そこで訓練をして、地域、例えば、希望のあるところやから、防災訓練に合わせたとか、自治会がちょっと要るので訓練させてと、そういうところに行っておるんだらうというふうに思う、それは間違いないと思うんですけど。そうすると、そこで訓練しますよね。多分この水防は、多分大きな災害の、例えば河川の氾濫とかそういうところには、地域の皆さん、練習した人が行くわけではないとは思うんですが、恐らく町中の小さな排水路のあふれとか詰まったところの浸水とか、そういうところに応用していくというイメージでの訓練って捉えてよらしいの。

○ 伊藤危機管理室長

そうです。水防団については、消防団も絡んで地域と一緒にあって、やれるところからやっていただくという形でございます。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

私も参加させてもらったことあるんやけど、つくり方、いろいろ勉強にもなるなと思

ながらも、これ、個人で素人が大きな河川のところへというのは、これは無理やろうとは思っておりまして、恐らく自分の自宅のほう、周辺を守るとか地域の皆さんでお困りのところにお手伝いに行くとかこういうことかなと思うんですけど、訓練の土はこれで1回持ってきてくれるけど、本番のときに土はどこへ取りに行きゃええの。訓練しました、袋はあります、土はどこですかと、こういうことね。

○ **伊藤危機管理室長**

各地区市民センターにワンパレット100体は準備が一応してあるところです。

以上です。

○ **笹岡秀太郎委員**

近年では、土のうじゃなくて水のう、水を含ませてポリマーで水を吸わして作るやつとか、あるいは、土のうを作る補助具みたいなものも出ていると思うんですけど、そういう視点はないんですか。

いいですわ、もうお困りのようやから。

○ **服部危機管理監**

申し訳ございません。土のう以外の資機材についても、ご指摘いただいた水のうも含めて検討はいたしましたんですが、水のうについては乾燥して再度利用するようなものがなかなか見つからなかったというところもございまして、今年度取りあえずブルーシートという形で、昨年9月の浸水被害を受けたご家庭に対してブルーシートの資機材の貸出しを始めさせていただいたというところがございます。

○ **笹岡秀太郎委員**

災害時やから様々な工夫をしながらしていくということは、視点、大事だと思うので。

それと、この3回の実績を踏まえて、今年度は何回の予定をされておりました。やっぱり3回かな。

○ **伊藤危機管理室長**

昨年どおり3回を予定しておりました。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、大災害時においては、訓練しても、我々が訓練したところで、そこが出動するわけにいかないので、めり張りをつけた防災の対応になると思うので、何度も言ひますが、近年の水害状況を見ておると様々な手法で防衛をしていかないかんというのが見えてきていますので、改めてこの水の怖さをしっかりと認識した上で、水防計画の今のこの状態でいいかどうかというのをしっかりと確認した上でこの水防活動に当たっていただきたいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひします。

終わります。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほか、ご質疑。

○ 豊田政典委員

ほかの部局でも申し上げているんですけど、危機管理監の決算資料を読ませていただいて説明を聞かせていただいて、いまだに、1年の中でこれだけの金を使って、こういうことをやりました、やりました、やりましたとしか書いていないんですよ。だから、そうじゃなくて、やっぱり決算審査のタイミングというのを1年の業務の振り返りの好機と捉えていただいて、こういう成果があった、一方でこういう課題は残ったと、そういうのを自己総括した上で議会に示していただいて、ともに考えていくと、そういう機会にしてほしいので、資料の作り方が、我々、見えるところですけども、部内でもそういうタイミングと捉えていただいて、1年を振り返って、課題があったら1年ごとに段階を踏んで充実させていくと、そういう意識を持って今後資料作りにも反映していただいて、よりよい決算審査ができるように取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○ 萩須智之委員長

公会計改革でも評価の仕方が変わりつつありますね。なかなか評価が難しいと思ひます

けれども、そういう点が決算報告に出てくるといいなというご意見だと思いますので、ぜひこの意図を酌んでいただければと思います。

豊田委員、よろしいですか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 荻須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

質疑、もうこれでないようですので、討論に移ります。

討論のある方は。

(なし)

○ 荻須智之委員長

では、討論なしとして採決に移させていただきます。

全体会送りにつきましては、採決の後にお諮りします。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

反対がありませんでしたので簡易採決とさせていただきます。

議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費、第9款消防費、第1項消防費、第4目水防費に係る決算認定につきまして、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

なお、全体会送りについての事項についてはいかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしということになしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費、第9款消防費、第1項消防費、第4目水防費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

それでは、これにて危機管理監の所管の審議を終了します。

理事者の入替えと、委員の方は休憩とさせていただきます。

午前11時25分再開でお願いします。お疲れさまでした。

11:09 休憩

11:24 再開

○ 荻須智之委員長

それでは、これより会計管理室に係る議案の審査に入ります。

まず、会計管理者よりご挨拶をお願いします。

○ 伊藤会計管理者

皆さん、おはようございます。会計管理者の伊藤でございます。連日のご議論、お疲れさまでございます。

本日、会計管理室といたしましては、総務管理費のうち、会計管理費の決算認定をお願いいたしますが、先般の議案聴取会で資金運用についての追加資料をご請求いただきましたので、まずはその資料の説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
第6目 会計管理費

○ 萩須智之委員長

では、議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、会計管理室所管部分を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 林会計管理室長

会計管理室、林でございます。

会計管理室分の追加資料についてご説明のほうをさせていただきます。

資料は、タブレットの05、8月定例会議会の、04総務常任委員会、006会計管理室、追加資料のファイルをご覧ください。

樋口委員からは、資金運用について、令和元年度は、アセットマネジメント基金を活用した債権運用も行ったということであるが、債権、債権外現金がアセットマネジメント基金以外のほかの基金積立金の運用についても状況が分かるものということで資料請求のほうをいただきました。

この運用状況につきましては、3ページ目でご説明をさせていただきますが、まずその前に2ページで、令和元年度に大きく改正をいたしました公金運用に係る本市の資金運用方針について少しご説明をさせていただきます。

(1)に改正の趣旨を書かせていただきましたが、長引く日銀のマイナス金利政策によって運用益の低水準が続いていましたので、少しでも効率的な運用ができるように、まずは安全性と、必要なときにはいつでも支払いに回せる資金を確保するという流動性を確保した上で、効率性という観点から、運用の対象商品、運用期間、それから預託先要件の見直しを行いました。

その下、(2)に主な改正点及びその理由として書かせていただきましたように、具体的には、対象商品として地方公共団体金融機構債を追加し、また、運用期間については、今まで債権の償還期限に5年という上限を設けていたものを撤廃いたしました。定期性預託先金融機関につきましても、格付機関による格付を取得していない場合であっても、自己資本比率と不良債権比率の条件を満たせば預託先に選定できるよう条件の緩和をいたしました。

次に、3ページでございますが、さきの議案聴取会における決算常任委員会資料、会計管理室、財政経営部連名になっていますが、その18ページ目には、歳計現金等と基金積立金の運用状況を合算した形で掲載しておりましたが、この3ページ目では、この合算していたものを改め、歳計現金等と基金積立金の二つに分けた後、それぞれを定期性預金や債権といった運用種別ごとに日々の平均資金残高、それから受取利息、その利回りについて、2か年分を比較という形で、細かい数字が並んでおりますが、掲載をさせていただきました。

なお、(2)の基金積立金ですが、全26基金のうち、アセットマネジメント基金につきましては、基金の所管課である財政課より10年間は取崩し予定がないとのことで、これは行革プランにも挙げられておりますが、協議の上、国債や定期預金より幾分有利な利回りが期待できる地方公共団体金融機構債10年物という長期の債権での運用となりましたが、それ以外の基金につきましては、それぞれ年度途中の取崩し予定やその可能性の有無、また、その時期により運用スパンも異なってきますので、それらを総合的に勘案した上で、ばらばらではなく、できる限り一まとめにし、ある程度のロットを持って定期性預金により効率的な運用に努めました。これらのことによって、令和元年度につきましては、歳計現金と資金、基金積立金ともに、平成30年度と比較しまして、受取利息は大きく増加、利

回りは総じて高いものとなりました。

説明は以上になります。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に入らせていただきます。

ご質疑のある方は、挙手にてご発言願います。

○ 樋口博己委員

資料、ありがとうございます。

2ページのほうなんですけれども、運用方針の改正ということで資料をまとめていただきました。これ、主な改正のところで地方公共団体金融機構債の追加ということなんですけど、これ、どちらかというとも長期に運用するという内容になるんですかね、これは。

○ 林会計管理室長

長期の運用ということになります。

○ 樋口博己委員

それにアセットマネジメント基金、これ、10年間は取り崩さないということで、こちらのほうの地方公共団体金融機構債に運用いただいたということで、これ、超低金利、ゼロ金利が続いているのでほかの自治体なんかも取り入れたりするんでしょうけれども、何ですかね、最近この地方公共団体金融機構債を取り入れたところなんていうのは、この近くであるんですかね。

○ 林会計管理室長

地方公共団体金融機構債、この債権でございますが、まず一つ、国においても、この地方公共団体金融機構債、この活用を推奨しております。

それから、少し前の集計データにはなりますが、都道府県では89%の42団体、それから市区町村でも36%の623団体、これら多くの地方自治体が運用しておると、購入している

というような状況にあります。

○ 樋口博己委員

分かりました。

そもそも論になるかも分かりませんが、この地方公共団体金融機構債を発行しているこの団体というのは、どういう団体というかどういうものなんですかね、これは。

○ 林会計管理室長

この地方公共団体金融機構、これは、地方公共団体金融機構法に基づく地方の共同法人、地方共同法人であって、全地方公共団体が出資をしております。この地方公共団体の事業に対して長期の低利で資金を融資することを目的としておる団体ということになります。

歴史的には、2008年10月1日に公営企業金融公庫、これがあったんですが、これの一切の権利義務を引き継いだ地方公営企業等金融機構として業務を開始し、公営企業債だけではなくて、一般会計債も貸付け対象に拡大し、2009年6月1日より地方公共団体金融機構に改組され、現在に至っておるという状況になっております。

○ 樋口博己委員

分かりました。ありがとうございます。

そうすると、これ、四日市もこの地方公共団体金融機構からお金を借りておるんですかね、やっぱり。

○ 林会計管理室長

委員のおっしゃられますように、本市も同機構から約665億円程の借入れがございます。この借入れと相殺できること、それから、先ほど申しましたように本市が出資していること、それから、利率もやや高く運用できること、これらを総合的に判断しまして債権の購入を行っているということになります。

○ 樋口博己委員

ありがとうございます。よく分かりました。

そうすると、全国の地方公共団体たちが出資して、融資も受けて、そこにお金を運用し

て、お互いで、地方公共団体で回っているということで、そういう面では安心だということですね、分かりました。

これ、でも、なぜここだと少し金利が高くできるんですかね。国が、国というか、ゼロ金利をやっている中で、ここだけは別で少し金利が高くできる理由というのは何なんでしょう。

○ 林会計管理室長

債権と申しますと、国債であったり地方債であったり、この地方公共団体金融機構債、その他の債権なんかもございます。それから、新発債、既発債、それから、中期の債権から私どもが購入する10億円の債権とございますが、ここらについては、その債権の利率を若干そういうような国債とかそういうような水準を加味して高くつけておるといようなことがございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。今後もしっかりとした皆さんからお預かりした税金ですので、安全で少しでも利率のいい運用をしっかりとお願いしたいなと思います。いろいろと資料、ありがとうございました。

以上です。

○ 荻須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 土井数馬委員

この主要施策実績報告書のところで、ちょっと気になる点がありましたので。前年度の検査で指摘の多かった所属や改善が不十分な5か所については再検査を行い、指摘事項が適切に改善するかどうかを確認しましたとありますね。続いて、その結果、指摘件数は前年度に比べて改善されたけれども、目標の達成には至りませんでした。しかしながら、上記取組、一定の効果が現れているため、引き続き取組の方針としますとあるわけですが、その5か所については、前年度から引き継いで改善が少し進んでいないという意味なのか、それとはまた違うのかね。前年度から、まだ、今年度も、まだ一定の効果が出な

いということになれば、少し問題があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○ 林会計管理室長

まず、実地検査、これを昨年度、令和元年度に行っております。

この中で、基本的なミスの数自体が多い、そのほか、ミスに対する指示や改善に対する実地検査、今も毎日のように私どものほうで現場へ行かせていただいておりますが、その中で、その現場でミスに対する指示や改善事項なんかも言うわけなんです、その回答が遅いと、即回答がないとか対応ができていないだろう、そういうことになると、今後、現金事故につながりかねないということになってきますので、ここらを実地検査したところを内部で協議してピックアップして再検査を行っておると。その再検査については、その翌年度、今年度、令和2年度に、この5所属というのはちょっと名前があれですけども、あらゆる部局にわたりますが、5所属のほうを再検査しております。そんな状況になります。

○ 土井数馬委員

一定の効果が現れているというふうには書いてあるんですけども、今、答弁ありましたように、引き続き取組、やっていただけると思うんですけども、やはりその特定のね、5所属というのが気になりますので、その辺は十分に考えて、監査していただくことをちょっとお願いしておきます。要望です。結構です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

会計管理室の元の資料の3分の2、予算執行状況をまとめていただいたんですけども、少しだけ教えてください。

一番大きいのが委託料で右側に二つ書いてあるんですけど、この市税と口座振替業務委託というのは、これをもう少し詳しく教えてください。

○ 林会計管理室長

この二つですが、まず、収納データ作成業務委託については、指定金融機関である三重銀行に対して、OCR、光学文字の認識ということになるんですが、その処理端末兼手入力の手末による歳入金と収入済みの通知書の照合、それから、消し込みデータの作成、それから、データ転送等の業務委託を行っているということになります。

ちょっと専門的になるんですが、それから、また、市税等の口座振替業務委託につきましても、市民の預貯金から市県民税や固定資産税、それから、国民健康保険料等の公金の口座振替に当たり、その引き落としデータを各金融機関ごとに分割して相手方の金融機関に引き渡すことと、それから、引き落とし後は、各金融機関の振替結果を統合して、市へ送ってもらうという業務を、同じく指定金融機関である三重銀行に委託をしております。

説明は以上になります。

○ 豊田政典委員

これって前からあるんですか、口座振替って。

○ 林会計管理室長

これは、以前から、令和元年度に発生したということではなくて、以前から委託をしておる業務になります。

○ 豊田政典委員

以前って、ずっと前ですか。僕が聞いた話だとすれば、10年ぐらい前までなんだけど。

○ 林会計管理室長

会計管理室長、林でございます。

はっきりはいつからというのは今ちょっと手元にあれなんですが、平成14年か平成15年からやっておるということになります。

○ 豊田政典委員

私、昔、あるバンカーから聞いた話だとすれば、自治体によってその委託料が、手数料

と言っていましたけど、無料のところと支払っているところがあるという話を聞いたことがある。四日市市は無料でやらされているよ。その話ですかね、これ。違う話。

○ 林会計管理室長

豊田委員がおっしゃられた手数料無料のところと違うところがあるということで、確かに今現状そういう状況になります。

ただ、この委託料については全く別物でありまして、今、豊田委員がおっしゃられた手数料というのは、例えば為替手数料であったり、両替手数料であったりと、口座振替の手数料であったりと、そういうような、一般的には公の機関であるからといって無料というような、何かの自治法とか何かで決めがあるとかそういうことでは、税法上決めがあるとかそういうことではございませんので、そこは、私ども市のほうから指定金融機関のほうにお願いして何とかそこらの手数料を無料に今現在していただいております。

○ 豊田政典委員

別物ということになりますか、無料のほうの話はこれ以上突っ込まないことにしておきます。

もう一個、ふと気になっただけなんですけど、この3分の2の18番備品購入で、全庁職員用机椅子の更新ってありますけど、これって、その言葉のとおりなんですかね。会計管理室が金を払うんですか、管財課とかじゃなくて。

○ 林会計管理室長

このここらの用品につきましては、私どもちょっと調べもさせていただいたんですが、変な話、なぜうちがせんならんとかやっておるんやというようなところもありまして、他市の状況も調べますと、やっぱり会計の部署が管理しているのが一般的でありまして、本市におきましても、従来よりやっております、当室が一番把握しておることがあります。

それから、特に、そうすると、ほかはどこやっていうと、人事課か管財課かというようなことも上がってくるわけですが、特に4月の人事異動に合わせての更新等については他課よりも効率的にできるのではないかという面もあります、どこの部署が一番適当など

いうことはこれまた少し異なりますので、例えば、短期間で行う必要も、これ、年度当初にはありますので、人事課が所管するのでは適当ではないとか、そんな議論も当初にあったんではないかというふうには思います。

ここは、豊田委員に今言うていただきましたように、うちのほうで今やっておりますが、また、ここらの所属とも個人的には一度協議も行いたいなというふうには考えております。

○ 萩須智之委員長

以前、これ、お話しいただいたことがあります、机を持って課を渡るとかそういうこともあるようなことも言ってみえましたが、そういう理由もあるんですか。

○ 林会計管理室長

所管替えということでございまして、一旦その課で使っておるのを会計管理室のほうで全て所管しておりますので、会計管理室のほうからその部局へ所管替えをして渡すということですので、例えば、ある課からある課に机を移動して、何かの書類を持って並行移動するというようなそういうような、変な話、雑な運用ということはしておりません。全てうちが把握して、会計管理室のほうできっちり割り当てておることになります。

○ 萩須智之委員長

その予算決算に当たる分は会計管理室が扱うということで、各課のものでないというのは異動があるからというふうな説明があったんですが、そういうふうに捉えておいていいわけですね。

○ 林会計管理室長

委員長のおっしゃっていただきましたとおりでございます。

○ 萩須智之委員長

豊田委員、すみません、口を挟みました。どうぞ。

○ 豊田政典委員

分かりました。終わります。

○ 荻須智之委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

関連して。念のために教えて。

室の体制とかそういうのと、係が二つやったね。それぞれのところで、今、何人いるんやったっけ。

○ 林会計管理室長

職員数ですが、出納係が6名、それから審査係が4名、それから、あと、1階の窓口の支払い窓口、それから、3階を含めて、再任用が1人と臨時職員が2名とプラスして、臨時職員3人で、そこまでで合計14名になります。再任用と臨時職員を含めて14名になりまして、あと、管理者と室長を含めて、私を含めまして16人ということになります。職員で言いますと、出納係が6人、審査係が4人ということになります。

○ 笹岡秀太郎委員

これの報告を見ておると、例えば126か所のところへ出向いていただいていたり様々な業務をこなしていただいておりますけど、その体制で十分進められておるの。

○ 林会計管理室長

笹岡委員さんがおっしゃっていただきましたように、正直な話、もう本当に限られた人員でやっておるという中において、やはり例えば資金運用についても先を見越してやるということになりますが、これはプロでも難しいという中で、資金運用については一般的にアンテナを高く張ってなんてことを言いますが、そんなのは当たり前の話で、要は、管理者を含めて、管理者もそういう意識を持っていただかななりません。私も当然。それから、資金運用の担当者もそういうことになります。というようなことで、例えば、1か月、2か月前になりますが、Webの資金運用研修というの、これ、無料で受けれるなんていうことがありまして、これはええということ、数日間、時間の合間を見て私ら3人で、ちょっとノウハウとか、それからうちのやり方が適当なのかどうかとかいろんなことを勉強

もさせていただいたりということで、日々勉強ということで何とか資金運用については限られた人数でやっておって、その後、審査、ほかの出納業務、先ほどの用品なんかの管理もそうですが、しておると。

ちょっと話は長くなりますが、その審査係と出納係ということではっきり分かれておることがありますが、ここは柔軟に、係間の異動というのは私の職務権限でできますので、そこの状況を見て、今は働き方改革ということで旗も振っておりますので、過度に一部の職員に集中しないようにと、そういうことは常に管理者とも話し合いながら業務のほうを進めております。

○ 笹岡秀太郎委員

室長の能力が高いからそれで渡っていけると思うんやけれども、やっぱりある程度、例えば監査の指摘事項の目標を持って、目標数に近づけていこうとするとやりくりも大変だろうと思うので、もう少し体制強化に努めてもいいんじゃないかなという気がするんやけど、管理者、どうですか。

○ 伊藤会計管理者

会計管理者、伊藤でございます。

笹岡委員のほうからはありがたいお声をいただきまして、ありがとうございます。

今、室長が説明をさせていただきましたように、非常に厳しい中で人間的なやりくりをしているというのが実情でございます。ただ、そういう状況なのは市役所中見回してもうちだけではないのかなという部分もありますので、その辺りは総務部のほうともしっかり話をしながら人員要求なりということは考えていきたいなというふうには考えております。

○ 笹岡秀太郎委員

分かりました。全庁的にということであれば、それはここだけというわけにいかんでしょうけど、私はここは大事なセクションだと思っていますので、ぜひ効率的な活動ができるように雇用を上げていってもいいという意見だけ言っておきます。

○ 萩須智之委員長

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしのお声をいただきましたので、それでは質疑はこれにて終了させていただきます。

それでは討論に移ります。

討論ありましたらご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしのお言葉をいただきました。

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

なお、全体会へ送るかは、採決の後にお諮りします。

よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

原則どおり採決を行います。

反対表明がありませんでしたので簡易採決とさせていただきます。

議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費につきましては、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

これにて会計管理室所管部分の決算審査を終了します。理事者の皆様、お疲れさまでした。

それから、全体会送りにつきましてのご意見がありましたらいかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしのお声をいただきました。

委員の皆様もお疲れさまでした。

[以上の経過により、議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

それでは、これにて休憩を取らせていただいて、午後1時から再開させていただきます。ということで、ありがとうございました。

11:52 休憩

12:58 再開

○ 荻須智之委員長

それでは、これより財政経営部にお入りいただき、歳入全般の決算審査を行います。まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 服部財政経営部長

財政経営部と会計管理室合同でございますが、令和元年度決算認定における歳入の部分につきましてまずご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳入全般

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の歳入全般についてを議題とします。

本件につきましては、議案聴取会にて追加資料請求ありませんでしたので、質疑より行います。

ご質問等がありましたら、挙手にてご発言願います。

よろしいですか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしとのお声がありましたので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論ないようですので、これより分科会としての採決を行います。よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

反対表明がありませんので簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳入全般につきまして、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

それでは、全体会送りについてのご提案はいかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

全体会送りもございませんので、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

これにて議案第21号のうち、歳入全般についての決算部分を終了します。

理事者の一部入替えがございますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより財政経営部に係る議案の審査に入ります。

また、まず、部長のご挨拶がございましたが、議案についてはよろしいですか、ご挨拶は。

ありがとうございます。

○ 服部財政経営部長

よろしく申し上げます。

議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分

第2項 徴税費

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7項 下水道費

第11款 公債費

第12款 予備費

桜財産区

○ 荻須智之委員長

では、議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、財政経営部所管部分を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がございましたので資料の説明を求めます。

○ 川口参事・財政課長

財政課の川口でございます。よろしくお願いいたします。

先の議案聴取会にてご請求いただきました資料につきまして、順次ご説明をいたします。

資料につきましては、タブレットの04総務常任委員会の中の、007財政経営部（追加資料）をお願いしたいと思います。

それでは、資料3ページを開いてください。

こちらは豊田政典委員からご請求いただきました補助金、負担金一覧表におけます件数及び金額の推移についての資料でございます。補助金、負担金一覧表につきましては、平成26年3月の所管事務調査報告書を受けまして、平成27年度の当初予算におきまして交付基準の見直しを実施したのに合わせ提出をさせていただいております資料でございます。平成26年度決算分からデータがございますので、令和元年度までの6年分につきまして、件数と金額をまとめさせていただいております。

数値につきましては表のとおりでございますが、年度ごとに大きく増減がございますので、下段に主な増減要因をお示ししてございます。

縦に見ていただきますと、左側が補助金、右側が負担金となっております。補助金では、企業立地奨励金や民間保育所整備などが年度ごとに大きく増減するものでございまして、負担金におきましては、地方公共団体金融機構納付金や臨時場外開設関係経費といった競輪関係の納付金が、その年度の車券売上げによりまして大きく増減する関係で増減のほうをしておるといふものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 服部財政経営部長

大変申し訳ございません。追加資料、あと2件ございまして、すみません、担当の行財政改革課のほうはまだちょっと到着しておりませんので、大変申し訳ございませんが、もう次のほうを先にさせていただいて、着き次第またご説明させていただくということで。

○ 萩須智之委員長

分かりました。

○ 服部財政経営部長

すみません。

○ 萩須智之委員長

現状で質疑に入らせていただきますので、ご質疑のある方は挙手にてご発言願います。

○ 豊田政典委員

まず、議案聴取会で少しお聞きした行革プランのところなんですけど、行革プラン、私が見ているのは本会議のファイルに入っているやつを見ていますが、総務常任委員会のファイルに入っているかどうかは分かりませんが、行革プラン2017の総括というのをいただいて、達成状況、29項目中、Sが2で、Aが21、Bが6、CDEはゼロなんですけど、これ、そもそも、ごめんなさい、達成したかしなかったか、評価者は誰でしたっけ。

○ 服部財政経営部長

すみません。先ほど豊田委員のほうからおっしゃっていただいたのは、タブレットのほうで126の行革プラン2017、令和元年度取組結果という資料でございます。126の行革プラン2017、令和元年度取組結果のところでございます。そこで評価が出ておるわけですが、この評価につきましては、各部局のほうから取組の状況を提出させていただきます。その内容をヒアリングさせていただいて、行財政改革課のほうで評価をさせていただいておるところでございます。

○ 豊田政典委員

まず、第1段階は、その原課が評価、自己評価をして、それを聞き取りによって最終的には行財政改革課が判定する、そういう流れですね。

ちょっと議案聴取会の際に考えていたことを忘れちゃったところもあるんですけど、6項目のうち2項目が財政課なんですよね。その統括している財政経営部が最低、最低というかB評価が二つとなっている。これ、だらしがないと思ったんですけど、どうなんでしょうか。

○ 廣田財政課副参事・課長補佐

財政課の廣田です。

行革プランの財政課の取組は全部で6個ぐらいあるんですが、そのうちの二つで、例えば広告収入とかちょっと思わしくなかったものについてはB評価にさせていただいています。それ以外の市債残高とか、一部にはSもあるということで、6分の2ということで、ふがないと言われればすみませんということなんですが、頑張っているものもございません。

以上です。

○ 豊田政典委員

自己評価だけに厳しくなったという見方もできなくはないかもしれないですけど。

その行革プランも財政経営と同じぐらい重要なことで取り組んでもらっておりまして、近年なかなか議会でも議論する時間が少なくなっているなと思いますけど、極めて重要な取組だと思いますので、もう総論的な話で終わっていくんですけども、引き続きしっかりと改革を進めていただきたいなというところかな、というところなんです。

冒頭、私、言うの忘れたんですけど、この話、もう終わりなんです、委員長。別の話をするんですけど、決算の全体を議案聴取会から説明いただいて、財政運営の五つの指針だか指標だか説明してもらいましたよね。部長から聴取会で説明してもらって、感動的にすばらしいですね。僕、本当に感動しました。全ての指標、極めて頑張っていたなというふうに感じまして、心よりご苦労さんと言わせてください。

もうそれに尽きると言ってもいいぐらいですね、財政運営については。

取りあえず、1発目、終わっておきます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。部長が今のお褒めのお言葉にご意見があるそうなんです。

○ 服部財政経営部長

すみません。大変光栄なことだというふうに思っております。外的な要因もかなりある部分はございますが、しっかりとした目標を定めながら、それに向けての財政運営をやってきた結果がそれにつながったのかなというふうに思っておりますので、お褒めいただきましてありがとうございます。

それで、すみません、委員長、申し訳ございませんが、追加資料でございますが、担当

の行財政改革課、到着いたしましたので、大変申し訳ございませんが追加資料のご説明をちょっとこちらのここでさせていただきたいと思っております。すみません。

○ 萩須智之委員長

委員の皆さんにもお願ひします。今から追加資料の残りの部分をご説明いただきますので、忙しい中ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○ 川尻参事・行財改革課長

川尻でございます。すみません、遅れまして申し訳ございません。説明をさせていただきます。

追加資料の4ページのほうをご覧ください。

これは、笹岡委員のほうからご請求いただきました指定管理のコロナについての精算の基準のことでございます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、本市では拡大防止に向けての市の主催事業というものの中止の決定を今年2月25日付でいたしております。これを受けまして、指定管理をしている公の施設につきましても、利用料金ですとかイベント開催の中止等によって収入に影響がある施設に対して指定管理料の変更精算を行うということの協議を行うようにということで施設所管課に指示をいたしました。その際に各所管課に私どものほうから示しました精算の考え方についてご説明させていただきます。

基本的な考え方としましては、1に記載のとおりでございます。

具体的に補填する範囲としましては、2に記載してございますように、貸し館等を行う施設については、(1)のようにコロナの影響で減収となった利用料金の全額、それと(2)のほうですが、予定していた主催事業が中止となったことによる収入の減の分でございます。これらにつきましては、各施設によって市民へのサービス提供の仕方がちょっと異なるということがありますので、基本的なところを示しまして、詳細は施設の所管課と指定管理者で協議するというふうにしております。

ただし、3のその他の留意事項にありますように、(1)のとおり、当初の見込みを上回った収入増ですとかイベントを中止したことによって支出しなかった経費がある場合、あるいは、利用のキャンセルにより電気代等とかで支出の減がある分につきましては、今回のコロナの影響の赤字分と相殺をしながら精算とすること。

加えまして（２）のほうですが、指定管理料の増額変更を行う場合は、市民の税金からということもありますもので、増額したことによって年間を通じた収支が黒字とならないようにということで指示をしております。

精算の考え方については、以上のとおりでございます。

続きまして、５ページのほう、よろしいでしょうか。こちらは樋口委員のほうからご請求いただきましたものでございます。

公共施設の適正配置の検討をしていくために、昨年度ですが、業務委託としまして平成30年度に作成しました施設カルテを基に、221の公共施設について老朽化状況や立地、また、利用状況等の観点から分析をいたしました。対象の221施設につきましては、（２）にありますように、人が常駐する200㎡以上の建築物としまして、企業会計の所管施設と文化財の関係というのは除いております。

施設の内訳としましては、そちらの真ん中の表のように種別ごとに建物の例示と施設数を掲載しております。

分析方法につきましては、委託の報告書から抜粋したものが、次のページから載せさせていただいております。

１ページ飛ばしまして、７ページと８ページのほうが、評価項目と判定方法が表になっております。それぞれの項目をＡＢＣＤの４段階で判定ということにしております。

戻っていただいて６ページのほうですけれども、あくまでも評価項目を基準に当てはめて機械的に判定したということになりますもので、施設の特性ですとか個々の地域事業ですとかそのようなものについてはここでは一切考慮されておられません。検討のための一つの資料ということで思っております。

総合判定の結果につきましては、９ページの表１にありますように、維持継続が191施設、更新検討が２施設、利用検討が16施設、用途廃止が２施設となっております。

ごめんなさい、もう一度戻ってもらいまして、５ページの２、今後の検討というところでございますけれども、この報告書の結果を各施設の所管課に提供しております。各所管課では、これを検討の材料としまして、それぞれの施設の設置目的ですとか地区の状況等と施設に応じた事情を考え合わせながら、個別の施設ですとか、あるいは同種の施設を集めまして、今後の方向性等を今検討しております、長寿命化計画となります個別施設計画というのを今年度策定しているところでございます。

説明は以上になります。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

この追加資料に関しましても含めて、ご質疑があれば挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

ないようですので、ちょっと確認させていただきたいんですが、今、課長が言われました機械的に当てはめて判定していったということで、どうもこれは役所側からの見方だけで評価されているような感があるんですが、町田市等はすごい量のアンケートをやったりして市民の意見の吸い上げというのをやっています。決算ですから前年度にやっていないということであればもうそれで仕方ないんですが、その辺りを今後どういうふうに市民の意見を酌み上げていかれるのかなというのがあって前回ちょっと一般質問をさせていただいたわけなんですけど、直近で何か変わったところとか、その評価方法で四日市独自のものがあつたらご披露いただくのもいいかなと思うんですが、どうでしょうか。せっかく吉田先生もいらっしゃっているんで、何かそういうところ辺で進歩があればご披露いただければと思うんですが。

○ 川尻参事・行財改革課長

すみません。昨年度委託して行いましたのが、施設カルテの分析ということになります。公共施設を今後どういうふうに扱っていくかということを経営していくために客観的な視点からということと、その先、7ページ、8ページにあるような、この評価項目と判定方法をもって評価をしたということになります。そのところが機械的ということですので、あとは、先ほど申しましたように施設によって特性ですとか地域の事情ですとかその他いろんな要因があると思いますので、それをもちろん考えながら、これも一つの材料として、公の施設の今後の方向性というものを考えていくための材料ということで業務委託をしたところなんです。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

実際にそれを使用する市民の意見とかそういうのは今回アンケートはなされていないということでよろしいですね。ないということで了解しました。

これを踏まえて、ご意見、ご質疑等をお願いします。

○ 樋口博己委員

資料、ありがとうございます。6ページのこの外部委託した成果物の概略というかダイジェストなんだと思いますけど、これ、冒頭に説明もありましたけど、あくまでも客観的、機械的に評価を行うものであり、評価の結果が、そのものを決定事項となるものでありませんとなりますけど、これ、外部委託していますけど、これは機械的に評価を行うものであれば内部でもできるような気もするんですけど、これ、日本管財でしたよね、委託先が。この外部委託して、そこに、専門業者に委託することで、外部委託しなければ分からなかった内容というか成果物というところと一体どんなことがあるんでしょうかね。機械的にはめるだけなら内部でもできそうな気がするんですけど、外部である理由は何でしょうか。

○ 森行政改革課主幹

樋口委員からのご質問は、この分析というのを外部委託したそういうメリット等についてどうなんだというところだと思います。

こちら、まずはメリットといたしましては、一つ、この12項目の評価項目、これをつくっていくに当たって、我々、一からつくるというよりも、日本管財のほうはその他の自治体の同様の業務の実績があるというところで、先ほど申しあげました建物性能、お金の情報、それと、立地環境と利用状況、こういう大きなこういうものから評価したいという思いはあったんですけども、その細かい指標とか、そのABCに分けるその4段階の閾値とか、そういうところの評価を我々の四日市市に合った状態に組み合わせていくというところについて、作成していくに当たってノウハウをいただいたというようなどころになっております。

また、これを行うに当たって、他市の財政状況等々も比較検討を行ってございまして、まず、四日市市の状況がどうなんだという分析も行っておりまして、そういうところの分析についても外部委託ならではの分析だったかなと分析しております。

以上です。

○ 樋口博己委員

分かりました。そうすると、いろんな外部委託先は、いろんな自治体の調査も研究もしているということが一つあるということですね。また、四日市の財政的な状況も比較できるということで外部委託したということですね、分かりました。

その上で、これは、そうすると、この指標というのか比較のこの項目というのは、四日市ならではのにアレンジされたということでもいいんですよ、さっきちょっとちらっと言われましたけれども。

○ 森行政改革課主幹

おっしゃるとおり、実はこの評価方法につきましては、前橋工科大学の堤先生という教授さんがおみえになるんですけども、その教授さんが提案された方法になっております。その方法を四日市バージョンにアレンジしていくというところに当たって、今ご覧いただきました6ページ、7ページの評価方法のところの左から1番目と2番目のところに重みというところがございます。ごめんなさい、6評価軸（重み）、12評価項目（重み）というところがございます。こちらは、基本的にはこのような評価方法はあるんですけども、この重みづけというのをどうしていくかということについて、四日市市の状況を見ながら値をはめていったということになります。

また、その横に管理者視点の評価方法、次のページは利用者視点の評価方法になりますが、例えばで申し上げますと、7ページの一番下の整備費、こちらに用途の利用、用途分類、利用ごとの修繕費割る延べ床面積の平均掛ける140%以上とか、そういうようなところがございますけれども、この140%とか何%ということについて、業者と相談しながら決めていったというようなことになります。

以上です。

○ 樋口博己委員

分かりました。いろんなこの数字、紹介いただいた整備費のところの140%以上とかそういうところが四日市の財政状況を見て勘案されているということですね、分かりました。

そうすると、これ、機械的に単純に当てはめたということで、9分の9のところ、

221施設ですか、例えば用途廃止2施設ってなっていますけど、これ、旧笹川西小学校は統廃合したのもう既に用途としては廃止されているということで、もう一つ、市民生活課分室ってありますけど、これが用途廃止になっているけれども、これは市民文化部でまた検証されるということですね。これ、ちなみに、市民生活課分室ってあれですよ、温水プールの近くにあるあの施設のことですね。分かりました。

それで、今後の検討ということで、来年の3月、今年度、今やっている、やっていくという個別施設計画を策定中ということなんですけれども、これには今回の資料として別で出ております施設別行政コスト計算書、これも1に関して存続なのかどうなのかも判断するというところでいいんですかね。

○ 川尻参事・行財改革課長

所管課のほうにはうちで持っている今回お出ししたデータ全て行っておりますもので、全て含めて検討をしていただくということになるかと思います。

○ 樋口博己委員

これ、そうすると、所管課で判断して、最終、全体のバランスを見るというか、それは行財政改革課で最終チェックするというか計画を練るということなんですかね。

○ 川尻参事・行財改革課長

複合施設とかそういう話も後々には出てくるかもしれないんですけれども、まずは今は所管課のほうで、それぞれの施設、単体ですとか種類ごととかいろんなくりがあると思うんですけれども、それで検討ということになっておって、一旦全部うちのほうに集めます。施設というか所管課によっては、それこそもう建物だけで考えるのではなくて、いろんな計画を持っていると思いますので、その中で含めて考えていくというところもあると思います。その辺りは多少いろんな所管で変わってくるかなというふうには思っておりますけれども、何らかの形での策定は、今年度一旦出来上がる形になると思っております。

○ 樋口博己委員

だから、所管課ではそういった考え方、所管課としては必要な施設、設置目的があるので、設置条例もあるので、この施設についてはこういう目的で修繕をして長寿命化して必

要だという判断がある一方で、四日市市全体の施設の床面積であるとか政策事業の遂行に対する用途とかそういうところの判断をもう一回行財政改革課でやって、いわゆる統廃合ですよ、複合施設というところは考えていかなあかんと思うんですけど、これはどういう段階でそういう協議というか検討がなされるんでしょうかね。

○ 川尻参事・行財改革課長

個別施設計画で今後の方向まで書いてもらうような今やり方をしておるんですけども、その段階で何年度までになるのか、もうはっきりした答えが出るのかというのもいろいろちょっと様々あると思います。建物だけの話ではなくなってくる場所もありますので、うちのほうで見るのはあくまでも建物だけになるんですけども、うちのほうで決めるというよりは、どこかで政策決定とかも必要になってくると思います。その計画の中、いろんな計画の中でということになりますと、その計画の中で一旦議会さんにお出ししてということもあるかと思いますが、ちょっとこれでというような一つのやり方ではなくなってくるようなこととは思っております。

○ 樋口博己委員

例えば老朽化していて、当時の設置目的はあったけれども時代が変わってもう廃止してもいいんじゃないかというものであれば、これは担当課なり部で決定していけばいいんですけど、部局をまたがってその使用目的を変えていくとか設置条例も変えていかなあかんという話になると思うんですけど、そういう中では、これはやっぱり政策にかかってくるんでしょうかね。ちょっと部長の今の感覚というか、どうなるのかイメージあればちょっと教えてほしいんですが。

○ 服部財政経営部長

委員おっしゃられるように、まず、個別施設計画で所管課があらゆる方面から検討させていただいて方向性を出していただくと。

次のステップとして、それを受けた中で、この分析の中で、これは一つ集約していったほうがいいんじゃないかとか統合していったほうがいいんじゃないかというような方向性も出てまいるかと思います。その場合におきましては、政策的な観点も含めまして、これは全体の中で、長期の中で政策会議の中で決定していくものというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

分かりました。どうしても担当課なりでは、もともと設置条例ありますから、必要だということは、もう基本的な考え方がそうなると思いますので、しっかりそういう、長期というふうに言われましたけど、庁内でしっかり今後の展開だと思いますけど、協議いただきながら、人口減少もありますし、また、ここ数年は、コロナで一旦落ちますけど、ここ数年の見通しとしては安定した財源はある見通しはあるんでしょうけれども、この先は様々な財源減少の社会ですので、検討いただきたいなと思います。

ちょっと施設別行政コスト計算書を見ていまして、これは私の所感なんですけど、例えば桶に旧桶町時代の様々な公共施設がありまして、避難所とか、ああいうのは日常的には多分貸し館で利用しているんだろうなと思いますが、利用者からするとコストが非常にかかっている。あそこ、三角州なので、あそこ以外逃げることができないからあそこにいるという話もあるんでしょうけど、あそこにそういう避難所を設置するならば、先ほど危機管理監で話をしておったんですけど、塩浜地区に、やっぱりあそこもコンビナートに隣接していて、何らかのそういう避難施設が要るんじゃないかとかそんな議論もこれから、設置するかどうかは別として、必要になってくると思いますので。ある意味、委員長がおっしゃっていただいた町田市は、様々な先進的に取り組んでおりますけど、これからそういう全体的な公会計の中での、組織の中での公共施設の設置に取り組んでいただくんだろうなと思って期待をしておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

資料、ありがとうございます。これでよく分かりますが、基本的な考えのところで、基本協定第5条何やら云々と書いてあるんですけど、下のポツのところという標準基本協定書になっているけど、これは同じものなんですか。同じと理解してよろしいの。

○ 川尻参事・行財改革課長

同じものでございます。うちのほうでモデルといいますかつくってございまして、基本協定の型をつくっております。大体どこの所管もこれを使っておりますが、基本協定書ということで同じものになります。

○ 笹岡秀太郎委員

分かりました。表現、統一しておいたほうがいいのかも分からんね。

それで、これを踏まえて、具体的な算定方法と留意事項というふうにつながってくるんやけど、2の1のイのこの対応期間ですけど、お尻のところは3月31日、年度末だと分かるんやけど、この2月26日の設定根拠は何でやろう。

○ 川尻参事・行財改革課長

市のほうの主催行事の中止というのを、指定管理だけではなくて決定しましたのが2月25日付で発出してございまして、2月26日以降のものについて中止とするというような決定をしておりましたもので、それに合わせて2月26日にしております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、それまでに自主的で中止になったやつがあるのかないかちよっと分からんけど、これは、もう、そこには俎上へ乗ってこないということ。

○ 川尻参事・行財改革課長

2月26日以降のものということになっております。

○ 笹岡秀太郎委員

甲乙で協議して委託料を変更することができる。ここで、例えば、協議の最中に、そういう声もなかったということによろしいですか。

○ 川尻参事・行財改革課長

私どものほうは聞いておりません。

○ 笹岡秀太郎委員

分かりました。

特にほかにも、甲乙との協議中にそれぞれが意見の乖離があったとかそういうこともなかったという理解でよろしいですか。

○ 川尻参事・行財改革課長

協議の内容を全て事細かくは聞いてはいないんですけれども、最終的に両者納得の上で協議を収めたというふうになっております。

○ 笹岡秀太郎委員

了解いたしました。

○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

追加資料で、補助金、負担金のまとめ、いただきまして、ありがとうございました。

ここに書いてもらったように、平成26年3月に議会の決算常任委員会から報告書を提出させていただいて、それを受ける形で補助金交付基準というのも改めて見直してもらって取り組んできた。

その後、この3ページの総額、総件数を見てみると、補助金の話ですけど、むしろ金額は平成26年度よりも増えているし件数も増えております。改めて今年度の決算資料、ざっと見ていたんですけど、補助金と言って一くくりにしても、対象が違ったり団体であったり個人であったりというのもあるし様々な内容の違いがあるので、一くくりに精査するというのは難しいというのは思います。そういう認識はあるんですけども、その上で交付基準に基づいて、財政課が、毎年毎年補助金をどういうふうに精査しているのか、どういうふうに予算案に計上されてくるのかというのを確認させていただきたいんですけども、その流れと、あと、交付基準で言うところの、例えば、補助要綱は必ずつくらなきゃいけないけれども、全ての補助金につくられているのか。昔はつくられていなかった。それか

ら、特定団体の財務資産状況の確認とかいうところ。それから、終期の設定ですね。終わりの、サンセットのほうですけど、これがないやつも結構あるんですけど、そういうことも含めて、1年の中でどういう流れでどういうチェックがされて予算化されて執行されるのか、この辺をちょっと教えてください。

○ 川口参事・財政課長

豊田委員のほうから補助金、負担金の、まず見直しの流れということでまずお答えさせていただきますと、平成27年のこの補助金の交付基準の見直しということで、この時点で補助金の交付に当たります見直しの基準ということで、市の政策目的との合致ですとか、行政の関与の適切性ですとか、行政の関与の公平性ですとか、そういった大きな視点でのチェックといいますかという部分と、補助対象経費等もこういったものが妥当かどうかのチェックをするようにというふうなことで基準のほうを定めてございます。

と同時に、補助金につきましては、終わりの期と書いて、いわゆるサンセットの補助金、終期の設定及び1周、2週の周、周期の設定、いわゆる3年を一つの周期としまして、必ず3年に1回は今までの成果とその補助の目的に合致しておるかというような部分は、どの補助金についても一通りは3年に1回は必ずチェックしましょうというふうな形での見直し基準というのをつくらせていただいたということになります。

補助金等を見直しにつきましては、毎回、当然ながら、当初予算編成におきまして、その補助金がきちっと当初の目的を果たしておるかとかというような視点での予算上のまずチェックというのは行われます。その年度執行していくに当たりまして、当然その団体の財務状況等も資料で確認はいたしますし、金額についても補助対象経費に合致しておるかとかそういったところのチェックが原課及び財政課のほうで確認をしていくということになります。先ほどの3年に1度の周期というのもございましたが、そういった形で3年ごとにはきちっと書類のほうを提出のほうをさせて、その3年間の成果及び今後継続が必要かどうかというような部分もチェックした上で存続するかどうかを決めていくというふうな形になります。

終わりの期、いわゆる終期の設定された補助金については、当然ですけれども、現状、その年度で終了が正しいかどうかというところの判断はございますが、そういったものにつきましては、予算のほうで終期に合わせて予算を落としていくというふうな形で、予算の段階で議会のほうにはお示しをさせていただいておるといふようなところでございます。

以上でよろしいですかね。

○ 豊田政典委員

その団体の財務状況、資産状況というのもきちんと確認しておりますということですが、それは、原課と財政課と両方で毎年きちんと確認しているんですか。

○ 川口参事・財政課長

予算の段階でも、その団体の決算書といいますか決算状況の書類というのは確認してございますし、補助を実際に支出します補助の精算の際、このときは、事業補助であれば事業費の確認ということにはなってきますけれども、そういったところで、お互いといいますか、原課がまず確認をして、それを決裁として合議を回すというところで財政課もチェックをかけてございます。

○ 豊田政典委員

事業費と団体の資産は全然違う話だと思いながら、議会が調査をして報告書を出したときには、6年前か、それまでからの経緯として、件数も金額もどんどん膨らんできていた。ちょっと主観的な見方だったかもしれませんが、チェックが長年の慣例的になっていて、毎年毎年の見直しというかチェックができていなかった傾向を感じ取ったので議会全体で議論して提言したわけですよ。だから、それを受けて、その当時、交付基準を見直してもらってより厳しくということで、どちらかと言えば減らしていこうと、膨らませる傾向ではなくて、そのときに行政というのはやっぱり一応最低限にしていくべきだというそういうベクトルで議会としては報告した記憶があるんです。

ところが、5年たって、先ほどまとめてもらったやつを見ても、件数、金額が5年の中でまた増えてきていると。個々の金額と、でかいやつとか新しい補助事業とか、そういうの、分かるんですけど、ざっと全体を見渡したらそんな傾向があって、いつの間にか、一番恐れるのは、また5年の間になおざりになっていないかということのを心配して質問しているんですけども。

冒頭に言ったように、個人に補助する事業と特定団体に補助する事業、全く性格が違いますよね。これを一緒くたに考えることはできないと改めて思う。中身の中で、基本は事業費補助なんですけど、運営費補助もあると。これは例外的に認められているやつもある

んですけど。長年もう毎年、何十年も何百年も、何百年はないですけど、やっているやつもある。でも、私が思うに、やっぱりどこかで、10年に1回でもいい、メスを入れるべきだと思うんです、補助金に対しては。その中でも、やっぱり特定団体補助、これが例外事項が多いです、言い訳のように。言い訳って、これ、意地悪な見方をすればね。これは仕方ないので2分の1を超えてもいいんだとか、終期ももちろん、サンセットもないしってなやつ。だから、特定団体に絞って、一度、交付基準というか見直し基準みたいななのをつくってもらって、もうゼロベースで洗い直すぜみたいな、そんなことも一度考えてくれたら財政経営部をもっと褒めたいなということなんですけど。これは、補助金は昔から厳しいんです、相手があることなので、いろんなどろどろした部分もあるので。昔の財政部長とよく話したほうがいいって言われましたので。

そんなこともあって難しいのは分かるんですけど、どこかでメスを入れていただきたいと思いますが、ざくっとした話で申し訳ない。どうでしょう。いろいろ勝手なことを言っていますけど。

○ 川口参事・財政課長

いろいろとご提言、ありがとうございます。豊田委員のおっしゃっていただきますように補助金――負担金はちょっと性格が違いますけれども――につきましては、ふだんの見直しと言いますか、行政のほうはちょっと油断をしないと言いますか、常に目を光らせてチェックをするんだぞというふうに委員からは注意を受けたというふうにちょっと思っていますけれども。

前回の見直しの際に、そういった形で緩んでいかないようにということで、3年の終期をつけたりとか、見直しの中でもそのように緩まないようにということで見直しのほうはさせてはいただいておりますし、私ども財政の感覚から行きますと、常に見直す分は見直す、そして、必要な補助金については、最近特に新規の補助金が多いというふうなご指摘もいただきましたが、必要なものについては補助もしていくというふうなスタンスで臨んでおるといふところではございますが、おっしゃっていただきましたように、そのチェックの目としては常に厳しく持っていかなければならないというふうに改めて感じた次第でございますし、今後ともそのような目でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

終わり。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか。

○ 土井数馬委員

関連。

○ 荻須智之委員長

関連、土井委員、どうぞ。

○ 土井数馬委員

補助金と言いましても、一くくりでできるものではないと思うんですね。例えば、ここに上がっているだけですけれども、整備事業費とか、建設費の補助なんていうのは、もう単年度ですよ。ですから続くことはないんですけれども、この学童保育所事業なんか、運営費となりますと、これ、やめるわけにいかないし、恐らく来年もというのであれば、もう前年度に申請をしていくわけで、そういうのはたくさんあると思うんですけれども、申請される3年に1回チェックして駄目だということになって、もう申請しても駄目だということになかなかならないと思うので、さっきも学童と言いましたけれども、学童なら運営費、もう補助金をやめるというんだったら公設公営にしていくという方向も出てくるわけで、だから、いろんな考え方があるもので、十分に吟味していただいて、補助金というか、名称も違う名称にしなならんものもあるのかもしれませんが、適当なのが浮かびませんが、豊田委員がおっしゃるように何でもかんでもというわけにはいきませんが、その辺の仕分をきちんとして、将来的にどうしていくのか、3年で見直したときに、これは公設にしていくので公で出すべきものなのかと、そういうふうな仕分もぜひやっていただきたいなということだけ要望をしておきます。

以上です。

○ 荻須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 村山繁生委員

追加資料以外でもよろしいですか。

○ 萩須智之委員長

はい、どうぞ。

○ 村山繁生委員

それでは、部局別の5ページの市民税課のところ、ふるさと応援寄附金について質問いたします。

これ、このシティプロモーション部でもやったんですけれども、財政経営部のほうにも、このシティプロモーション部と連携を図りというふうに書いてありますのでお聞きするんですけれども、シティプロモーション部でも、この書きっぷりが、もう前年度より倍以上になったという、受入れが、そこのプラスの部分しか書いていないんですよ。マイナスのほうは全然書いていないんですよ。だから、マイナスのほうは、四、五年前から毎年1億円ずつ増えていっているんですよ。去年ので行くと、控除額のほうが4億7000万円、1億円ずつ増えていって。収支で見ると、マイナスの4億2000万円という収支が出ているんですよ。この辺のあたりを財政経営部として、この現状を見て、今どういうこれからの考え方でいかれるのかなということをお聞かせ願いたいと思います。

○ 平田財政経営部次長・市民税課長

ふるさと納税の収支、寄附金、受入れの寄附金等、マイナスの部分のお話については、多分住民税の控除という金額のお話だったと思うんです。四日市の場合は控除額が寄附金の額に比べて相当な額になっているというお話でございます。

控除については、四日市の方がそれぞれのお考えでほかの自治体のほうに寄附をされて、そのメリットとして四日市市の住民税は控除額が発生するというところでございます。この部分につきましては、住民それぞれの方の意思ということでございますので、それをどうこうというのはなかなか難しいのかなというふうに考えています。

ただ、それでよしかということではございません。それで財源と、いわゆる税収が落ち

ていくということでございますので、いわゆる歳入の確保、財源の確保という意味で、このふるさと応援寄附金の歳入を増やすということが、まず第一にやるべきかなと我々は思っております。

その中で、近年は、財政とか、まず税のほうで、そういったいわゆる返礼品というのが発生しますので、それを魅力あるものということで、財政のほうで考えるよりも、いわゆるシティプロモーションという見地から考えたほうが良いということで、そちらの部門と協力、関連しながら、その辺を開拓してきたと。

今後も、その辺、この歳入を確保する、財源を確保するという意味合いの中で、この事業を、一つの市のPRという観点もございまして、新たな魅力あるものの開拓、返礼品の開拓、そういったことのシティプロモーション部をはじめとした全庁的に考えながらやっていくべきと、そこに尽きるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 村山繁生委員

これ、ざっと見て、他市町、全国1700自治体でしたっけ、その町でプラスになっているところとマイナスになっている自治体、どちらが多いんですかね、大体。

○ 平田財政経営部次長・市民税課長

ちょっと申し訳ありません。はっきりとどちらが多いというようなデータはちょっと…

○ 村山繁生委員

ぱっとででもいいです。

○ 平田財政経営部次長・市民税課長

申し訳ございませんが、傾向としては、大都市に限ってはやはりマイナスという傾向が多いのかなというふうに考えていますので、我々四日市の場合は、そちらの部類になっているのかなというふうに考えています。

○ 村山繁生委員

結局、今、課長が言われたように、名前はふるさと応援寄附金ですけれども、もう本来の国が決めたこのやり方、実際はこんなふるさとを応援するというよりも返礼品目的に実際はなっておるんですよね。だから、そこが一番問題なんですけど、この制度を、もう、ちょっと変えてほしいとか、国に対してね、そういった申入れをしようかという動きは全然ないですか、全国的に。

○ 平田財政経営部次長・市民税課長

全国的な動きというところまで、ちょっとごめんなさい、把握はしていませんけれども、そういった制度的な問題というのは、昨今のある市の裁判の中でもありますので。ただ、今、制度として確立しておりますので、その制度の中でできるだけ市をPRできるようなものを考えていくということに重点を置いていきたいと考えております。

○ 村山繁生委員

今としては、ただ、もう本当に魅力のある返礼品を用意するしかないということですが、現実的にはね。

もう一つ、これ、総務部のほうの話にもなっていくんですけど、結局、この控除するに当たりまして、市民税課ですよ、これ、控除ね。だから、2月から5月にかけて物すごい残業時間が多いんですよ。これって、少しはこのふるさとの控除額に関連していますか。

○ 平田財政経営部次長・市民税課長

確かに、いわゆる市民住民税の課税の部署でございますので、いわゆる確定申告の2月から決定通知の納付書を送るまでの6月まで、短期間に住民の方全ての課税状況を計算するわけですので毎年残業等々が増えております。

ただ、その辺がふるさと納税がということで増えているというわけではなくて、毎年毎年いろんな税制改正がございますので、そういった知識も蓄えながらやっていくということもございますので、直接ふるさと応援寄附金がということではございません。

○ 村山繁生委員

ないですか。

またこの残業については、また総務部のところでしますけれども、これ、このままどん

どんどん収入が、マイナスがどんどん増えていくことになると、やっぱりあまりよろしくないなと思いますので、とにかく、何か本当に、あっと驚くような返礼品を考えておかなあかんのかなというふうに思います。頑張ってください。

○ 豊田政典委員

関連。

○ 萩須智之委員長

関連で、豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

私の会派からも宿題で同じことを発言するように言われてきたので村山委員と似たような話なんですけれども、この制度自体、国の制度とはいえ、やればやるほど四日市はマイナスになっていく。四日市は幸い貯金が多いんでいいようなものの、それでもマイナスですよね。だからどうするんだというようなことで、これも、やっぱり村山委員に少し言われたように国に対して物申すべきだと、そういう時期に来ているんじゃないかと私は個人的には思います。これは、本来の制度の趣旨に反すると、違う方向で、この寄附がされていることが多い。だから、そうじゃなくて、一番最初のふるさとを思う気持ちとか、その町に対して寄附したいという思いを、これを原点に戻すべきだということをお願いしたいし、それを言うためには、おかしな返礼品なんてやめて、純粹に四日市のためになるように応援してくれというようなものに限定しないと発言の説得力がないですから、プライドを持って四日市はこれで行くんだ、何も文句を言われることはないんだって、こびていないんだって、金集めのためにこびることはしないんだというふうにして勝負するんですよ。ただ、発案者がちょっと総理大臣になりそうなんで厳しいなというところもあるんですけど、だからこそ、あなたは本当にふるさとを思う気持ちで始めたことなので原点に戻りましょうって言わなあかんですね。そのようなこともあって、おかしなことはおかしな言い方をしように。僕はそう思いますので、一つの考え方として聞いておいてください。

以上。

○ 荻須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

今、先ほど村山委員が言われた5ページのところで、管財課のところでちょっとお聞きしたいんですけども、昨年度、本町プラザがLED化されたということで報告が決算に載っていますけど、これ、LED化するのは、あと、管財課で所管しているところはもう全てLED化されたということでいいんでしょうかね。

○ 五木田管財課技師

管財課の五木田です。よろしくお願いします。

管財課の所管している施設でLED化していない施設といたしますのは、北館併設棟の駐車場の横にあるところ、そこがまだLED化はしていません。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、それはあれですかね。いつやって、今年度はやっているんですかね。計画はどうなっていますか。

○ 五木田管財課技師

北館のLED化の工事についてなんですけれども、来年度、LED化の設計を計画しております。順次、再来年度、工事、また計画しているという状態です。

以上です。

○ 樋口博己委員

分かりました。管財課所管はそれで完了していくんだと思いますが、管財課が直接所管じゃなくて教育委員会とか市民文化部とかいろんなところが管理している公共施設があると思うんですけど、こういったもののLED化を進めるというのは、もうそれぞれ任せられているのか、それとも、ある程度管財課がリードして計画を促しているのか、その辺の状況を教えてください。

○ 森行政改革課主幹

行財政改革課、森と申します。

先ほど、全庁的なLEDの推進という形でご質問いただきました。

こちらにつきましては、管財課ではなくて行財政改革課のほうで調整をしておるところです。国であったり関連の日本照明工業会とかの関連団体も2030年までにそれぞれご家庭とか事務所とか建物についている照明を100%LED化したいというような目標も持っておりますので、ここは我々行財政改革課のほうで、各所属といつやるか、どういう手法で更新していくかというところを調整して、順次計画を立てて進めていきたいと考えております。

以上です。

○ 樋口博己委員

分かりました。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そのLED化の後に、市庁舎総合会館及び本町プラザ電力入札ということで、これ、以前からやっていただいておりますが成果が上がっているということだと思いますけど、この電力入札、以前から発言しておりますけれども、各学校教育施設なんかも一体で入札するという制度もありますけれども、そんなことも行財政改革課で推進しているんだと思いますが、その状況を教えていただきたいと思います。

また、もう一つ、市庁舎北館のキュービクル更新工事、これも電力の供給のところの、以前停電のことで課題になったかと思いますが、こちらのほうも行財政改革課で推進されているんでしょうかね。

○ 森行政改革課主幹

まず、電力入札の件、お答えさせていただきます。

電力入札につきましては、委員のおっしゃられるとおり順次進めてきたというところがございます。

まず、電気の供給としては、高圧受電施設と低圧受電施設というのがございます。高圧受電施設については、原則としては今年度中に全ての施設について入札化するというところで、昨年度につきましても、橋北交流会館、食肉センター、あとは図書館等が新たに入

札をしていただいたというところになっております。

ただ、先ほどおっしゃっていただいた学校につきましては、今年度から空調が正式稼働するということで電力量が大きく変わるということもございますので、今年度の使用状況を見て来年度以降——来年度と聞いておりますけれども——入札をしていくというところで考えております。

二つ目のご質問の市庁舎等のキュービクルの更新というところでご質問をいただきました。こちらにつきましては、アセットマネジメント事業で更新の計画を立てていくというところで、管財課の担当の方と一緒に詰めながらやっていくというところで、ご心配いただきましたキュービクルについても、現在の使用の電力量と考え合わせまして変圧器の容量とかそういうところを決めていく形になりますので、そこは、管財課さんと営繕工務課のほうで調整しながら決めていただきたいというところで考えております。

以上です。

○ 樋口博己委員

分かりました。

あと、総合会館でしたか、空調更新で昨年度決算であったと思うんですけど、これ、本庁舎は、空調の施設更新というのは、いつか申されて、まだまだ、次の更新には時期があるのか、その状況を教えていただけますか。

○ 五木田管財課技師

市庁舎の空調の更新のことについてのお尋ねだったと思います。

市庁舎の空調についてなんですけれども、大きく分けて執務室のファンコイルというものの——この横の後ろにあるものです——は、今現在、工事をしている最中がございます。また、換気系統を伴う空調機というものがありまして……。熱源ですね、冷房をつけるのに冷水を作ったり、暖房のときには温水を作る、そういう熱源の空調設備の更新については令和4年度に設計を予定しております。順次工事を計画すると。

以上です。

○ 樋口博己委員

令和4年度に設計ということなんですけど、これ、分かりませんが、この庁舎は、こ

のまま行くとまだまだ20年ぐらい使うと思うんですけど、20年使うとした中での空調の更新時期とか、トイレは今やってもらっていますが、そんな、あと何年使うからというそういう……。アセットマネジメントの中で、これ、令和4年ということでもいいんですかね。

○ 森行政改革課主幹

委員のおっしゃるとおりです。庁舎につきましては昭和47年の建物という形で、あと二十数年残っておるといふところだと思います。この中で、空調設備、先ほど申し上げました熱源とかも20年から25年というところで更新時期を考えておりますので、寿命を見ながら利用者の方に迷惑をかけない時期にやりたいというところで、このような計画となっております。

以上です。

○ 樋口博己委員

分かりました。

あと二十数年この庁舎ということですがけれども、二十数年の中には、先ほど、その施設別のコスト計算のいろんな計画の中で、この庁舎をどうしていくんだということも、今後検討の余地かなと思いますので、しっかり計画を立てて無駄のないようにお願いしたいと思います。

続けて、もっとよろしいですか。

○ 萩須智之委員長

はい、どうぞ。

○ 樋口博己委員

今と一緒の13ページなんですけれども、市民税課で、説明の中で中段から下なんですけど、法人市民税、これ、商業登記簿の情報を基に法人の設立を把握し、届けのない法人に対し指導を行い、97件の届けを得ました。また、事業所税においては、建築確認申請の情報を基に課税対象となる事業所に対して申請指導を行い、24件の申請を得ましたってなっていますけど、これは昨年度の97件、24件というのは、おおむね大体このような数字なんじゃないかな。明確な数字ではなくてもいいんですけど、昨年度の状況が例年どおりのよ

うなものなのか、多いのか少ないのか、ちょっとその状況を教えてくださいませんか。

○ 橋本市民税課課付主幹・諸税係長

市民税課の橋本でございます。お願いいたします。

こちらの数字は、おおむね例年どおりの数字となっております。

以上です。

○ 樋口博己委員

これ、事業所税、対象が市内の事業所からすると割合というのは少ないと思うんですけど、やっぱり毎年このように24件新たな課税対象が発生しているという状況なんですかね、ここ数年間。

○ 荻須智之委員長

24件、毎年それぐらい増えているかということで、ご質問として、答えていただけますか。

○ 樋口博己委員

ちょっと数字が出ないですかね。また後で、じゃ、確認できたら。

これ、商業登記簿とか建築確認申請なんですけど、現地調査もしているというふうには書いてありますけど、これ、現地調査なんか結構大変な作業かなと思うんですけど、現地調査と、そういう書面での調査と、割合的にはどれぐらいの割合なんですかね。

○ 荻須智之委員長

すぐ出ないようですが。

いいですか、では、橋本係長。

○ 橋本市民税課課付主幹・諸税係長

先ほどの、まず、申告指導を行ったというところで、昨年度、平成30年の実績は、39件申告指導を行っておりまして、年度によって多少の増減はあるんですけども、やはり少なくない数字を指導させていただいております。

申告指導の内容なんですけれども、平成31年度は、訪問による申告指導件数は1件でございました。あとは文書による指導、架電による指導、電話による指導ということで対応させていただいております。

以上です。

○ 樋口博己委員

新たに課税するということで非常に大事な業務だと思いますけれども、要するに見つけ出す作業になると思いますので、大変な中なんですけれども今後もしっかりと頑張りたいと思います。

それで、あと、14ページなんですけど、これは資産税課のところでは土地家屋の、これも調査の件なんですけど、これ、実地調査を行うとともに航空写真と地番家屋参考図を一体化した地図情報システム活用となっていますけど、これは下のあれですか、地図情報システム事業費の725万円という、これでいいんですかね。この725万円が、ほかにも使っているという意味なのか、これだけに使っているという意味なのか。

○ 須藤参事・資産税課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○ 樋口博己委員

これ、725万円というのは、毎年発生するものなんですかね。結構高額だと思いがら見ていたんですけど、ほかにも何かこのシステムで活用しているものはないんですかね。これのみに使っているということですかね。

○ 萩須智之委員長

航空調査等は、常時やっていますよね。

○ 須藤参事・資産税課長

資産税のほうの固定資産税につきましては、3年に1回の評価替えというのがございまして、大体サイクル的には事業として3年に1度そういう事業をくるくると繰り返している中の一つの事業でございます。

○ 樋口博己委員

それで、このシステム事業費の725万円が、この調査のためにこのシステムの費用がかかっているということですか。

○ 須藤参事・資産税課長

説明が不足して申し訳ございません。

3年に1回にこの事業があるんですけども、例えば、航空写真をまず撮影する業務というのが、これも3年に1度ございます。それから、先ほど家屋参考図とか地番図とかそれを作成する事業も3年間で一つのサイクルになってきますので、毎年はこの金額ではないんですけども、一連したその事業費としては、この今の725万円が令和元年の決算額ということでございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

そうすると、3年に1回なので令和元年はこの金額だけど、その間の2年間はもっと金額が少ないということですね。分かりました。ありがとうございます。

○ 萩須智之委員長

この辺りで一度休憩を取らせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

そうしましたら、午後2時35分再開でお願いできますでしょうか。

14：20 休憩

14：36 再開

○ 萩須智之委員長

では、再開させていただきます。

引き続き質疑がおありの方は、挙手にてご発言ください。

○ 樋口博己委員

すみません、あと2点だけよろしくお願ひします、1点ですかね。

先ほど、いろんな課税の調査のことでお聞きしましたけれども、様々な調査いただく中で、課税対象の情報というのはほぼ、100%というのはないのかも分かりませんが、様々な調査、経費を使いながら課税対象はほぼ掌握しているということで、そんな理解でいいんでしょうか。

○ 須藤参事・資産税課長

委員のおっしゃるとおりで、いろんな情報の中から課税客体のほうを把握している状況でございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

その上で15ページ見ていただくと収納率向上ということで取り組んでいただいています、昨年の決算では99.36%ということで目標には若干届いていませんけれども県内ではトップということで、非常に高い収納率を頑張っているということで感謝申し上げたいなと思います。

あわせて、今後も課税対象をしっかりと把握いただいて、様々な期限内納付とかね、目標はあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいなと思います。

最後に、もう一点なんですけど、18ページの一般会計の市債残高の今後の考え方をお聞きしたいんですけど、これ、平成23年度から数字を上げていただいています、340億円ぐらい減少いただいています。これ、企業会計とかそんなところは、特に下水なんかはまだまだゼロにはならないと思うんですけど、市債に関しては、昨年度もお聞きしているかと思いますが、これはこの10年の見通しで、様々な事業もあつて新たな市債も発生すると思いますが、どれぐらいのレベルを今後10年ぐらいで見通しをお考えなんでしょうか。減少幅ですね。

○ 川口参事・財政課長

市債の残高の見込みと申しますか、そのレベルと申しますかについてのご質問ということで、ここずっと、特に一般会計については、かなりの額で市債の残高というのは減少させてきたという状況でございます。令和元年度末で一般会計は533億円の残高ということで、当然これは借りずに返すだけということになれば減っていくことにはなりますが、残高自体が減ってきておりますので、その年度年度で返すいわゆる公債費の額自体も以前と比べますと大分減ってきてございます。ですので、同じぐらいの借金を毎年今後していくとすると、借金の返済額自体がだんだん減っていきますので、残高としてはだんだん減りは、減りのスピードは遅くなっていくというようなことは今後考えられるのではないかなというふうには考えています。

借入れに対しましてはいつも厳しい目を持って財政経営部としては臨んでございますので、交付税対象ですとかそういったようなものをフルに活用できる、それ以外のあまり有利でない起債についてはできるだけ借りないというふうな形では考えてはございますが、当然、今後の税収、若干懸念される場所もございまして、その辺りにつきましては、起債及び基金のほうの活用で、できるだけ総合計画、推進計画で置いた事業費をこなせるように運営のほうはしていきたいと考えてございますので、その市債の残高の目標値をこれぐらいというふうなところではないんですが、まだ、当然、借金の額のほうが、借金を返済するほうが少し多いというふうには考えますので、まだ若干ずつ減っていくというふうには考えますが、その減りのスピードは今後少なくなっていくというところで、ちょっと幾らを設定してということではございませんが、そのような形で今後については推移していくのではないかと申すというふうには考えてございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

2027年に向けて様々な事業が展開される中であっても、この市債残高は減少傾向のスピードは少し鈍るかも分らんけれども、減少させていくということで、これは間違いのないということですね。

その上で、もしあったら教えてほしいんですけど、数年後に大きな市債が終わるから少し返済が楽になるとかそんなことってあるんですかね。もう大きなものは、もう返済が終

わってということなのか、大きなぐっと減る要因があれば教えてほしいんですけども。

○ 川口参事・財政課長

市債の残高でも結構な額を占めてきています臨時財政対策債——交付税の代替措置として借りておるものがございますが——この辺りは借りるのをやめて数年たってございますので、これは、あと、だんだん減ってくるのではないかなというふうには思っておりますが、例えば、この年度でこれが終わればがぐっと減るところまで今ちょっと目星をつけているかという、ちょっとそういう状況ではございません。

○ 樋口博己委員

分かりました。健全な財政運営をしていただいているということで。

ただ、これ、コロナで来年どんどんその税収がどれだけ減るかというのは大体見通しはつけていただいていると思いますけれども、その中で厳しい判断があるかも分かりませんが、今後も頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

それでは、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

なしでよろしいでしょうか。

討論もないようですので分科会としての採決を行います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

反対表明がありませんでしたので簡易採決とさせていただきます。

議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中、管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第23目諸費中収納推進課、財政課関係部分、第2項徴税费、第4項衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、桜財産区につきましては、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

それから、全体会送りに対するご提案はございますか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしということですので、全体会送りもなしとさせていただきます。

[以上の経緯により、議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中、管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第23目諸費中収納推進課、財政課関係部分、第2項徴税費、第4項衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、桜財産区について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

これにて財政経営部所管部分の決算審査を終了します。

理事者の方の入替えがございますので、委員の皆様、しばらくお待ちください。お疲れさまでした。

それでは、これより総務部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長にご挨拶をお願いします。

○ 内田総務部長

総務部長の内田でございます。長時間の審査、ご苦勞さまでございます。

本日は、以前の議案聴取会の折にご請求いただきました資料について担当者から説明をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分

第2目 人事管理費

第3目 恩給及び退職年金費

第4目 文書広報費中総務課関係部分

第9目 計算記録管理費

第15目 人権推進費

第23目 諸費中総務課関係部分

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

○ 荻須智之委員長

では、議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、総務部所管部分を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので資料の説明を求めます。

○ 柴田人事課長

人事課、柴田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、決算常任委員会総務分科会資料、議案聴取会で請求いただきました資料の総務課分を順にご説明させていただきます。

資料につきましては、お手元タブレット、05、8月定例月議会、04総務常任委員会、008総務部、追加資料をお願いいたします。

○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

では、お願いします。

○ 柴田人事課長

では、人事課に資料請求いただきました4項目について、順に説明させていただきます。資料、4ページをお願いいたします。

村山委員からご請求いただきました育児休業の取得状況についてでございます。

令和元年度において育児休業を取得した職員は174名でございます。うち、男性職員につきましては14名となっております。その14名の取得期間につきましては、表のとおりでございます。

続きまして、資料5ページをご覧ください。

こちらにも村山委員からご請求いただきましたところの健康問題による休職状況についてでございます。

令和元年度においてところの健康問題による1か月以上の病気休暇、休職を取得した職員数は53名となっております。その取得期間は表のとおりでございます。

なお、原因、理由についてということでもございましたけれども、様々な原因があるということは把握しておりますけれども、職員のプライバシーに関わる問題でもあることから、お答えについては控えさせていただきたいというふうに思います。

また、休職からの復帰に当たりましては、円滑に職場に復帰できるよう、産業医による面接の実施に加え、職員が復帰後に安心して業務を継続できるよう、職員の心理的支援を図るということを目的として専門スタッフによるフォローアップ面談を昨年度、令和元年度、新たに実施したところでございます。

続きまして、資料6ページでございます。

樋口委員からご請求いただきました特定保健指導についてでございます。

特定保健指導とは、健康診断の結果から生活習慣の改善により生活習慣病の予防効果が期待できると思われる40歳以上75歳未満の方を対象に専門スタッフが生活習慣を見直すようにサポートを行うというものでございます。過去5年における特定保健指導の対象者の受診率の推移と受診できなかった理由をお示しさせていただきました。

対象者への案内方法といたしましては、日程、時間等を指定し通知を行ってまいりましたが、業務の都合上スケジュールが合わないとか、過去に受診したことがあり指導内容も理解しているから大丈夫です、自己管理としたいといった理由で特定保健指導の実施に至っていないというような現状がございます。

これまでも、特定保健指導が生活習慣病予防に有意義であるということを周知してまいりましたがけれども、昨年度、人事課に保健師を配置し、保健師から特定保健指導による効果の周知を含めた受診勧奨の働きかけというものを行うとともに、日程調整につきましてもより柔軟に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

樋口委員からご請求いただきました、国、三重県との人事交流についてでございます。

過去5年間における、国、三重県との人事交流の状況についてでございますが、表の中の括弧なしの数字につきましては、本市からそちらのほうに派遣した職員数を、括弧内の

数字につきましては、本市における受入れ人数を示してございます。

例えば、令和2年のところの三重県（環境部門）というところを見ていただきますと、2（2）というふうになってございます。2名、本市から三重県に派遣しており、そして、また、（2）のところで三重県から本市に2名を受け入れておるというところを示してございます。

なお、今後につきましてでございますけれども、今後も消防庁への派遣を継続するとともに、三重県の環境部門や消防部門との人事交流、派遣につきましても現時点においては必要と考えており、引き続き、派遣、人事交流のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

人事課からは以上でございます。

○ 松浦調達契約課長

調達契約課の松浦です。

資料は、引き続きタブレットの8ページをご覧ください。

豊田政典委員から資料請求のありました公契約条例に係る労働環境チェックシートの見直しのポイントについてまとめております。

このチェックシートにつきましては、昨年度の公契約審議会の意見を踏まえて改正を行い、本年6月1日から新しい様式を適用しております。その見直しのポイントを説明いたします。

まず、項目1の（1）働き方改革関連法への対応であります。

1点目としまして、有給休暇の年5日以上の取得に向けた設問の追加であります。

次の9ページから10ページにかけて、実際のチェックシートのほうをつけておりまして、黄色の網かけが追加、変更した部分でございますが、例えば、今のと、9ページの設問⑤が該当する追加部分となっております。

資料のほう、8ページの説明資料に戻っていただきまして、二つ目の点でございます。

2点目としまして、月60時間を超える残業の割増賃金率が引き上げられることへの対応として設問⑩を追加し、3点目としまして、週休2日制の導入等についての設問⑭を、また、4点目としまして、残業時間の上限規制の対応についての設問⑮を追加しております。

以上が働き方改革関連法への対応であります。

次に、（2）の下請も含めた適正な労働条件の確保でございます。

まず、1点目ですが、チェックシートの裏面となります10ページのほうに賃金単価を記載していただく欄がありまして、これまでは日額の単価だけを記入する様式だったものを時給換算した賃金単価まで書くように改めまして、最低賃金額との比較がしやすいように改めております。

また、下請の方の状況集計、分析しやすくするよう、何次下請であるかとか、一人親方の労災保険の加入状況も設問として加えております。

最後に、(3) その他としまして、問合せが多い項目をより分かりやすくしたほか、いえに丸をつけた項目については理由を簡単に記入する欄を設けることと改めました。

以上が労働環境チェックシートの見直しのポイントとなっております。

続きまして、資料の11ページのほうを引き続きご覧ください。

樋口博己委員から工事を下請に丸投げすることへの対応について資料請求がございましたので、一括下請、いわゆる工事の丸投げを防止するための諸制度についてご説明いたします。

建設業では、地域的にも時期的にも偏りのある工事需要に柔軟に対応するため、労働力や機械などの常時保有量を控え目にし、受注工事の規模や内容に応じて経営資源を柔軟に調達できるシステムとしております。そのため、建設業においては、元請と下請が分業体制を取ることが一般的であります。

一方で、実質的に工事施工能力のないものが元請となり、一括下請、いわゆる丸投げが行われますと、中間マージンの搾取や工事の質の低下、労働条件の悪化、責任の不明確化など様々な弊害が生じるおそれがあります。

また、建設工事の発注者が受注者を選定するに当たっては、過去の施工実績や施工能力など様々な角度から建設業者の評価をするものであり、受注した工場を一括して他人に請け負わせることは、発注者の信頼を裏切ることにもなります。こうしたことから、建設業法等において工事の丸投げを防止する様々な制度が設けられております。

まず、項目1ですが、元請には必ず果たすべき役割というのが定められております。チョボで何点か並べておりますが、一つ目の請け負った建設工事全体の施工計画書の作成をはじめ、工事全体の工程管理や品質、安全の管理、また、主任技術者を配置し総括的に技術指導を行うほか、発注者との協議、調整など、全てを元請が主体的に行わなければなりません。このように元請には重要な役割と高度な工事の施工能力が求められているところであります。

次に、項目2の一括下請負の禁止でございます。

建設業法及び入札契約適正化法により、一括下請は全面的に禁止されております。

次の12ページをご覧ください。

イメージ図がつけてありますが、その右側にありますように、元請の責任だけでなく、一次下請にも一括下請負を受けてはならないという義務があるほか、下請と下請の間でも丸投げは禁止されております。

次に、項目3としまして、こうした工事の丸投げが起こらないよう、制度上、その下請契約を締結する際には様々な書類の作成が法律で義務づけられております。

まず、3の(1)、施工体制台帳です。

この台帳には、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲や技術者氏名などが記載されております。

(2)としまして、再下請負通知書でございます。

下請負人がさらに工事の下請に出す場合は、こうした再下請通知書と契約書の写しを発注者である市のほうへ提出することとなっております。

資料は、次の13ページの中ほどに進んでいただきまして、次は(3)の施工体系図でございます。

提出されたその施工体制台帳に基づきまして、各下請負人の施工部分が一目で分かるようなこういった体系図を、したものをつくらなければなりません。下の参考イメージ図にあるようなものなんですけど、これを工事期間中は見やすい場所に掲示しなければならないとなっております。

これら法律に基づく様々な取組によりまして、工事を丸投げするような業者が入ってこないよう努めているところでございます。

調達契約課分の説明は以上です。

○ 林ICT戦略課長

ICT戦略課の林でございます。よろしくお願いたします。

資料は、続きましてタブレットの14ページになります。

私からは、樋口委員からご請求のございました窓口支援システム、行政内部システム及びスマート自治体の昨年度の取組状況についてご説明させていただきます。

まず、各システムの主な業務内容につきましては上段に記載してございまして、(1)

窓口支援システムにつきましては、住民記録、税、福祉等の窓口サービスを支援するシステム等の保守、運用管理を行ってございます。

(2) の行政内部システムにつきましては、職員の事務効率を向上させる財務、文書、庶務関連システム等の保守運用管理を行っているということでございます。

そして、右側の(3)のスマート自治体につきましては、今年度から開始します総合計画の基本的政策に位置づけてございまして、①から④の四つの推進計画を実施するものでございます。特に、②の情報システム最適化推進事業につきましては、左の(1)の窓口支援システムの④の後継事業として取り組むことになってございます。

下のほうに続きまして、取組状況についてご説明します。

大半の業務が、この各システムを安定稼働させるための保守、運用管理ということで、それ以外の昨年度に特出した取組につきましてご説明させていただきます。丸数字は、上記の業務内容にひもづいてございます。

(1) の窓口支援システムの取組状況につきましては、Windows OSのバージョンアップが全体に係るものでございました。そのほか、ホストコンピューターの脱却や現行の業務システムの保守期限切れに伴いましてシステム更新が発生してございます。これが④の情報システム最適化事業の実績となってございます。

(2) の行政内部システムの取組状況につきましても、Windows OSのバージョンアップが全体に係るものでございました。電子化率の向上の取組や、あと、平成から令和の元号対応、これが、財務、文書等の関連システムの実績となってございます。

最後に、(3) スマート自治体の取組につきましては、昨年度に先行して実施した取組内容でございますが、①のAI、RPA等の最新技術を用いた庁内業務改善の実証実験というのを行ってございます。

具体的には、多言語対応テレビ通訳を活用しまして外国人相談窓口の充実化を図るなど、以下に記載しました4件の実証実験を行ってございます。

そして、最後に、官民データ利活用事業といたしまして、国が推奨する二次利用可能なデータ標準形式に合わせまして、公衆トイレ、文化財一覧、子育て一覧等のデータを公開しているという実績がございます。

説明は以上でございます。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局次長の鹿島でございます。

資料は、引き続きタブレットの42分の15ページをご覧ください。

選挙管理委員会事務局関係でご請求いただいた資料は3件ございます。

一つ目は、豊田政典委員から請求がありました投票区別の選挙人名簿登録者数でございます。令和2年6月1日現在の数値となっております。表は、真ん中で大きく二つに分かれておりまして、左側が三重県第2区、右側が三重県第3区に属する投票区となっております。

四日市市全体の名簿登録者数合計は、右側の一番下でございまして、25万4684人となっております。

投票区の登録者数は、ご覧のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

こちらにも豊田政典委員から請求のありました資料で、昨年度に執行した選挙における啓発事業を示しております。次の42分の17ページにかけて20項目ございます。

主立ったものは、1、ツイッター、フェイスブックによる啓発でございますが、従来からフェイスブックによる発信は行っていたのですが、下線の引いてある部分、昨年統一地方選挙から行った新規項目となっております。ツイッターにより啓発事業の紹介や期日前投票所の情報などを発信いたしました。

2、ホームページによる啓発につきましては、説明文の3行目から記載しておりますとおり、ホームページを全面更新いたしまして、下線部のところですが、スマートフォン画面への表示に対応したほか、サイト内検索機能を追加し利便性の向上を図りました。

3、啓発動画放映による啓発につきましては、四日市選挙啓発学生会ツナガリのメンバーと市内にある高校に通う生徒に出演してもらって啓発CM動画を作成いたしました。この動画を市役所庁舎内や近鉄四日市駅周辺の各種表示装置で放映したのに加えまして、昨年の統一地方選挙では動画投稿サイトのユーチューブにも掲載し、市選管のホームページへのリンクも貼りました。

そのほかにも、8、路線バスのフロント部にマスク型広告を掲出したほか、鉄道においては、9番ですが、改札機にステッカー広告を、改札口付近にフロア広告を掲出したり、次のページをご覧ください。たいいんですけれども、12番の各図書館において図書返却時にお渡しするレシートに投票日を周知する等の啓発を行いました。その他の啓発につきましては、割愛をさせていただきたいと思っております。恐縮でございます。

次のページをご覧ください。

こちらにも豊田政典委員から請求のありました資料で、投票環境向上に資するハード面の取組ということでご用意させていただきました。

各当日投票所の施設や駐車場等の状況につきましては、投票日当日に選管の職員が巡回をしたり、実際に従事している職員からの情報などから投票所の状況のほうの情報を得ておりまして、課題とされている状況について整理しております。

こうした課題のうち、統一地方選挙に向け対応したものといえますが、細かな話で恐縮ですが、雨天時に足場が悪くなる駐車場に碎石をまいたり、投票所入り口までの経路、暗い場所があるというところに関しましては投光器を設置するなどを対応させていただいたという例がございました。

また、期日前投票所に関しましては、他の自治体で導入が進んでおります商業施設への期日前投票所開設に関して県内における開設の状況を確認したほか、実施する場合に課題となる項目のうち、名簿対照に必要なLAN回線の敷設について、商業施設等においてもセキュリティーが確保された回線の敷設が可能であるかというような検討を行いました。

投票所のハード面の課題につきましては、施設の立地に起因するものだと対処が難しいものがあるため、引き続き区域内の状況を注視し、駐車場や施設の情報把握に努めたいと存じます。

また、商業施設への期日前投票所開設につきましても、これまで導入が進めにくい理由と考えておりました急な衆議院解散の際への対応ですとか、開設の際の商業施設での投票箱、投票用紙の保管、これをどういったふうにするのかというような課題につきましても、導入事例が増えているという状況も踏まえまして、解決策を検討していきたいと存じます。

選挙管理委員会事務局関係の資料の説明は、以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。これで一旦終わりですかね。

そうしましたら、資料説明は以上です。

質疑に移ります。

ご質疑のある方は、挙手にてご発言願います。

○ 村山繁生委員

最初に僕の、順番にやらせてもらいます。

これでどうこうじゃなくて、参考までの資料をいただきましてありがとうございます。

まず、育児休暇ですけれども、これだけ共働きの世帯が、若い夫妻が多くなった中で、やっぱり男性の育児休暇が1割にも満たないということですね。新規が13人、うち、継続が1人で1年以上が1人、ほとんどが1か月未満ということでございますので、そうすると、これ、毎年新規ということで、ほとんど大体、過去5年間、大体新規がこれぐらいの人数なんですかね。

○ 柴田人事課長

以前はもっと少ない人数ではあったんですけれども、平成30年度、令和元年度につきましては13名というような形になっております。

あと、育児休業、子供が生まれた男性職員という数の把握はなかなか難しいところではございますけれども、令和元年度で言いますと、扶養家族に取ったというような人数は73名いまして、そのうちの13名が育児休業を取得したということで、取得率としては17.8%程度というようなところで、今後も引き続きそういったところで働きかけというものをしながら、育児休業の取得というものを増やしていけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 村山繁生委員

ちなみに、女性の育児休暇の期間というのは、大体平均でどのぐらいなんですかね。

○ 柴田人事課長

まず、3年間取れる中で最長3年というような形で取られる方もみえますけれども、基本的には3年未満の2年とかそういった形での取得というものが多いかなというふうに感じておるところでございます。

以上です。

○ 村山繁生委員

その中で、男性は1か月未満がほとんどということで、やっぱりまだまだ男性は育児休暇がまだ環境的に取りにくい、そういう空気感というのか、部長の顔色を伺うとか、そう

いうことはないですかね。

部として、部長として、いわゆるそういう職員にどんどん育児休暇を勧めるというようなことは、各部でやってもらっているんですかね。

○ 内田総務部長

管理職の意識改革ということで、昨年も専門家をお招きして管理職向けに研修させてもらって、各部長、所属長にイクボス宣言させています。ですから、そういう意識改革ということですけども、男性職員も含めて育児休業が取りやすい、そういうことを管理職はしっかり意識して、休むことが例えば報告された場合には、周りの者が応援してその方が休みやすい環境を作っていくと、そういうことを意識改革させていただいて、委員がおっしゃるように、取りにくい環境かどうかというのは具体的には数字的に測っておりませんが、各所属長が部長も含めて宣言していると、それをもう明記して、近くに貼っております。意思表示をしていますので、そういったことで意識改革は今後も進めていきたいなと思っています。

○ 村山繁生委員

ありがとうございます。

やっぱり役所が、公務員のほうが、やっぱりそういうのを率先してやらないと民間にもなかなか行かないと思うし、逆に、ある民間企業でも、もうそういうのを進めて、しっかりとそういう男性が育児休業を取っている会社もありますので、ぜひそういったことをまた進めていっていただきたいなというふうに思います。

それから、次のこころの健康問題ですけども、ほとんど半年以内、それから、1年がほとんどということで、この方たちは、この中で普通に復帰していただいているということではないんですかね。

○ 柴田人事課長

当然、一度復帰されてまたお休みというようなこともないというふうなことはちょっと言えないところではありますけれども、そういうことがないように、産業医の面接とか新たにフォローアップ面談のほうを実施させていただいておるというところがございます。

○ 村山繁生委員

もうそのまま退職されたという方もみえますか。

○ 柴田人事課長

そちらについても、人数として多いというわけではないんですけれども、ないということではなく、そういうような休職されてそのままちょっと復帰せずに退職されたという方もございます。

○ 村山繁生委員

非常に、これ、デリケートな問題で、私の友人も働いていたときに鬱になって、何回も仕事復帰したりまた休んだりという繰り返しのことをやっておりましたけれども、本当に、これは、もう、本人にとっても非常に難しい問題とは思いますが、この産業医と、それから、もう個人的にもう自分で病院に通って、かかっているという人、その割合は、どのぐらいなんですかね。

○ 柴田人事課長

それにつきましては、産業医は復帰とかそういうところで出てくるということでありまして、基本的なところで言いますと、本人に主治医というものがあって、その主治医の先生に通院して治療しているというところがございます。

以上です。

○ 村山繁生委員

ありがとうございます。

もう、これ、非常に微妙な問題ですので、これ、ちょっとこの程度にいたしておきます。ありがとうございました。

○ 萩須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

ページの続きで、特定保健指導についてお聞きしたいと思います。

これ、イメージとしては、市の職員の皆さんですので正職の方が分母ということですかね。再任用というかそういう方も含まれるということなのか。

○ 柴田人事課長

正規職員というところでこの人数とさせていただいておるところでございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

受診率の向上というのは、基本的に100%していただくのが本来なのだろうと思っております。4番の向上について、昨年度、人事課に保健師を配属していただいたということで、受診率の向上に取り組んでいるということなんですけれども、これ、受診率の向上以外に保健師配置した効果、理由、その辺のところをちょっと教えていただけますか。

○ 柴田人事課長

人事課に、これで保健師のほうを配置させていただいたというところは、やはり職員が心身ともに健康に働いていただくということが最も求められるところではございますので、そういったところで、体の健康というところで、この特定保健指導とか、あと、定期健康診断の中で、また、新規の雇入れの場合は新規の健康診断もさせていただいておりますので、そのときの診断の中で注意項目があればその職員に病院への受診のお勧めというか勧奨のほうをさせていただいておるところでございます。

また、心のほうにつきましても、先ほどもあった休職からの復帰に当たってのところ、産業医の面接にも入っていただくと同時に、復帰した中で少し気になる場合は、常時というわけにはいきませんが、職場に行ったり来てもらったりしながら様子を聞くというようところでフォローのほうをさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、人事課に、これ、正規職員の方を常駐しているという意味でいいんですかね。

○ 柴田人事課長

任期付の職員ということではありますけれども、そういった方で常駐していただいておりますというところがございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。非常にいいことだと思います。配属1年目ですので、これからも様々なことに関わっていただく中で、より効果を出していただきたいと思いますけれども。

そうすると、これ、先ほどの心の病の方とかそういうことにも関連しますが、復帰のときにはという話もあったんですけど、相談とか、産業医ではないですけど、これ、職場のそういう心の相談とかもあれですか、人事課のこの保健師の方が担っていただくんですかね。健康福祉部のほうの保健師さんにではなくて、人事課のほうで対応いただいているということですかね。

○ 柴田人事課長

職員のそういった健康管理というか心の問題につきましても、人事課のほうで対応させていただきます。もちろん、こころの健康相談室とかそういったのが以前からありますので、そういった利用も含めて、そちらにつなげるとかそういうところもございますので、100%保健師が全て対応できるかというところは難しいところではありますけれども、最初の一步とかそういったところは、保健師のほうで対応していただいております。

○ 樋口博己委員

四日市も保健師の方が多いわけではないんですが、人事課のほうに配置いただいて、これからますますこの成果を上げていただきたいと思いますなと思っていますので、期待しておりますので、いいことだと思います。

特定保健指導については86.23%で、これ、スケジュールが合わないとか自己管理としたいというふうなことなんですけど、これ、当然強制はできないんですけれども、可能な限りやっぱり全ての職員の方が受診いただくほうがいいと思うんですけれども、この86%というの、全体の人数的には割れば人数が出ると思うんですけれども、現時点として、令

和2年度におきましては何%ぐらい目標にしてみえるのでしょうか。

○ 柴田人事課長

もちろん、委員のおっしゃられるように100%というところを考慮しておるところですけれども、少なくとも現在の86%を超える9割以上の数字が達成させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

もちろん、当然そういう受診の勧奨の仕方とかそういったところも含めて、また、スケジュールが合わないというところでの日程調整の仕方というところも工夫しながら受診者を100%に限りなく近づけていきたいというふうに考慮しておるところでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

今、今年度に関しては90%という数字も出していただきましたので、この保健師の方もフルに活躍いただいて、ぜひともさらなる向上を目指してお願いしたいなと思います。

以上です。

○ 萩須智之委員長

続けて、どうぞ。

○ 樋口博己委員

続けて、すみません。

次のページの人事交流についてなんですけど、まず、中部運輸局が、平成30年度、令和元年度と派遣されていて今年度はなくなったんですけど、この理由について教えていただけますか。

○ 柴田人事課長

2年間、中部運輸局に派遣をさせていただきました。その目的といたしまして、シティプロモーションに係る知識の習得とか運輸局との人事的な交流とかそういったものを考慮しておるところでございます。また、国の補助メニュー制度の有効な活用方法とか取得というものも考えて派遣させていただいておるところでございます。今回、今、国

の補助メニューの活用というところで、一定の成果というかそういったものを経験してきた上で、今年度、こちらに戻ってシティプロモーション部のほうでその制度の活用をして、活用というか制度の運用に向けて活躍していただいておりますというところでございます、ある一定の成果は得られたのかなというふうに思っておりますところでございます、まだ今年度は派遣していないという状況になっておりますところでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

これ、今年度は消防庁なんですけど、平成28、29年度は、国に派遣は、交流はしていないんですけれども、この消防庁は、この下のほうの説明を見ていると来年度も行かれるのかなと思ったりするんですけど、国には1人程度人事交流するというイメージなんじゃないかな。

○ 柴田人事課長

先ほどの国に派遣するというような、国に対してどうかということよりも、まず、消防庁のほうに消防本部としては派遣をしたいというところがございまして、四日市、石油コンビナートの保全というところがございまして、そういった中で、国の、そちらも同じですけれども有用な施策の展開に向けていち早くそういった制度をうまく取り入れていきたいというようなところがございまして、そういった中で、来年度も引き続き派遣したいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

分かりました。今後、バスタの国の直轄事業もほぼ決定しておりますし、2027年度に向けて国の事業がありますので、国土交通省への派遣も今後考えていただきたいなと思います。これは要望させていただきたいと思います。

あと、県との交流の中で、環境部門、2人行って2人来ていただいているということで、これはいいことだなと思っております。

児童相談部門なんですけれども、これ、平成28、29年度で一旦終わっていますけれども、中核市にならないと児童相談所というのは設置できないですけれども、児童相談業務、強

化しているかと思えますけれども、これ、今後またこういう県との児童相談部門での人事交流が、虐待も含めて様々な小さい子供さんの環境が様々複雑な環境になっていきますけれども、こういった子供児童相談部門も考えていくべきかなと思っているんですが、今後の見通しはどうか。

○ 柴田人事課長

先ほどのお話につきましては、平成28、29年度ということでは1名ということですが、それ以前にも、平成26年、平成27年も派遣しているというところがございます。そういった中で、一定の経験を積んできた、また、県から来ていただいて、こちらのほうで指導というか育成のほうもしていただいたというところがあって、一旦、今いる人材の中で活用していただいております。また、今後そちらにつきましては、必要に応じて児童相談部門というところで原課のほうからそういう話があったというようなところがありましたら、必要に応じて対応のほう、派遣のほう、人事交流のほうを進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

ちょっとここ数年間で北勢児童相談所との連携がもう一つ必要だったという案件もありますので、県との人事交流ですので、今後この人事交流については積極的に検討いただきたいなと思います。よろしくお願いします。

最後に、一括下請のまで行っていいですか。

○ 豊田政典委員

関連。

○ 萩須智之委員長

関連で、豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

先にちょっと口を挟ませていただきますが、よろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

どうぞ。

○ 豊田政典委員

今の人事交流の件ですけど、派遣受入れ、非常に有用な制度かなと思いながら聞いておりました、質問は、派遣の場合、受入れの場合、これ、どちらから申入れするものなんですか。どうやって決まっていくのか。

○ 柴田人事課長

先ほどのご質問についてでございますけれども、今回こちら、今、載せさせていただいた消防庁にしろ、運輸局にしろ、環境にしろというところですけども、どちらかというところ、こちらのほうから、当市のほうから、県、国のほうに派遣の交流の依頼をさせていただいておるというところが大きいかなというふうに思っております。

以上です。

○ 豊田政典委員

受入れの場合は、どちらからなんですか。

○ 柴田人事課長

受入れについても、基本的には交流ということで1対1の交流というところで調整のほうをさせていただいておるというところがございますので、派遣依頼をする中で、こちらにも来て、受入れのほうもお願いしておるというところで、こちらも受け入れますというようなことで話をさせていただいておるというところがございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

この表で言うところの、警察部門は別にして、三重県とは、1人派遣する場合に受入れも1人するみたいなパターンが多いという感じですか。

○ 柴田人事課長

はい、そうです。

○ 豊田政典委員

国に行くのも大変有効かなと思うんですけど、この表では消防庁と運輸局ですけど、かつて私の知る限り記憶ですけど、環境省とか行っていた方はいましたよね。都市整備部長も、昔、行っていましたし。そういうのを選ぶのはこちらから申し入れるということなんですけど、様々な分野で有効だと思うんですけど、全て申し入れても、受け入れてもらうわけでもないの。それとも、大体1人か2人ぐらいなんですか。そういうのは。

○ 柴田人事課長

当然、こちらからお願いして全て受け入れられるということでもございませんので、それはどういうところに派遣したいとか、その部門とかそういったところもありますので、そういった中での向こうとの調整という、相手との調整ということになるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

大体1年に国は1人ぐらいですか、あっても。そんなに受け入れてもらえないの。

○ 柴田人事課長

過去には2名というときもあったかと思えますけれども、それはちょっとこちらの今の職員の体制というものがあるというところもありますけれども、1名、2名というところかなというふうに思っておるところでございます。

○ 豊田政典委員

よりよい成果が得られるような交流をしていただけたらなと思いました。

この件は終わりで、次、行ってもいいですか。

○ 荻須智之委員長

はい。

○ 豊田政典委員

42分の8に労働環境チェックシートの見直し内容についていただきまして、ありがとうございました。内容についてはよく分かりましたし、いろいろ改善していただいたなという感想で、ただ、実行したのは、今年度ですよね。6月からなんでということで、また1年ぐらいしたら、何か発見があればまた報告いただきたいなというところ。

それから、昨年の議論の続きなんですけれども、労働報酬下限額について公契約条例に記載すべきだということを私はずっと主張しておりますが、昨年度の答弁では、市としても、他の自治体の事例を研究するとともに公契約審議会でも議論しておりますと、今後も議論、研究を継続していくという話でしたが、この1年間のその研究成果、議論成果を紹介いただけますか。

○ 松浦調達契約課長

審議会のほうでは、引き続き、新たに公契約条例を施行したような自治体、調査研究して報告をしております。

昨年度は五つの自治体で実際に施行、新たにされたんですが、特にこの近隣では、岐阜市、豊明市、岡崎市の3市が公契約条例を制定したんですが、いずれも本市のような理念条例型で、最低報酬下限額も設定していないというような状況でございました。

既に施行中の自治体も含めて、特段その目新しい動きは全国的にもなかったのかなというふうな認識でございまして、その意味ではちょっと我々が課題として捉えておるところが何か解決策が出てくるとかそういった状況ではなかったというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

ありがとうございます。

継続して議論していただいているテーマなので、全国的にも増えていない、少ない、限られているということなんですけれども、だからやらないというのも私は全く納得していませんが、決算ですので承りました。ありがとうございました。

以上。

○ 樋口博己委員

次のページの10、11ページですけれども、一括下請を防止するための諸制度についてということで、国の示す制度なり一括下請を防止するためのルール等を確認させていただきました。ありがとうございます。

それで、11ページの1の元請が果たす役割、この項目が6項目掲げていただいておりますけれども、これ、いわゆる専門的、そういう施工設計も知識があつて、経験があつて、主任技術者資格があつて、発注者の協議調整、住民の説明をするということであれば、いわゆる、1人の人というのは極端なんですけど、そういう方がいれば元請になれるというふうに捉えてしまうんですけど、これだけができるからといってそこがその事業所が元請で事業ができるかという、要するに、事務的なところは元請がやるけれども、具体的な事業は下請が全部できるというふうに捉えてしまうんですけど、そういうふうに受け止めていいんですかね。

○ 松浦調達契約課長

確かに、人数としましては主任技術者の配置等で最低1人ということにはなるんですが、非常に、ここに書いてあります施工計画の作成、あるいは、その全体の工程管理、品質管理、安全管理、あと、一番重要なところは、この主任技術者による総括的な技術指導、これは全ての下請に対して技術的な指導をするということになるんですが、こういった役割を考えますと、元請というのは非常に私らとしては高度な技術力が要と考えております。今まで工事もやったこともない、ただ人がおるだけということでこういった高度なその元請の役割というのは果たせないのかなと思っておりますので、やはり元請として過去の売上げとか完工高とか積んでおられる方というのはそれなりの技術的な背景もやはりあつてのことやと思っておりますので、ぽっと来て1人だけ事務員を配置して元請になれるかという、それはできないのかなと思っております。

○ 樋口博己委員

当然、経験値なりなんなり、専門的知見、必要なだと思っておりますけれども、ただ、いろんな会社で経験を積んできた、そういう資格を持ったという中で、例えば、そういう人たちが3人集まった、事業所として会社を興した。そうすると、仕事としては、条件としてはそろってしまうのかなと思っております。入札の条件とか加点とかで災害時の協力協定

とかあって、大体そういう協定というのは結んでみえると思いますけれども、ただ、逆に言うと、人材が数人集まってやっている事業所というのは、災害時には直接復旧工事、復旧の支援というのはできないと思いますので、そういったところの加点の具合とか評価の具合も、一定、加点になっているので評価しているんでしょうけれども、実態としてその事業所が一定程度は工事を実務的にやっているというのを確認することは必要なのかな。また、災害時にその地域で復旧活動に協力いただける、すぐさま協力いただけるというところをもっと評価すべきなのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○ 松浦調達契約課長

そういった人数の少ない事業所さんがどうかというところら辺なんですけど、その工事の出来具合とか品質については、我々、工事成績評定という仕組みを通しまして点数を工事後もつけますし、それは工事中も監督職員がチェックしておりますので、その現場代理人が、ただ人がおるだけで何もできていないんじゃないかというようなことはないように皆さんしていただいておりますので、そこら辺で大変手を抜くと工事成績が非常に悪くなってまいりますので、次の入札とか次年度のランクづけとかに不利になってまいりますので、基本的には皆さん、その辺は元請としての役割はきちっとしていただいております。

それと、あと、災害協定の件なんですけど、確かに数人の事務所で災害協定を結んでも何ができるのかという話はその方だけを見れば確かにそうなんですけど、建設資材も持っておらないというような事業所さんもあると思うんですが、これ、災害協定自体は危機管理室のほうで手続をやってもらっておるんですが、そういった事業者さんに対しましても、では何も機材も持っていないのか、普通は一覧表を出してもらうんです、こんな機材を持つておるといふのを。そういった事業者さんに対してはどういった協力ができるかというのをきちっと聞き取った上で、例えば協力していただける関連会社があるとか、本社のほうで人や資材を配置できるとか、いろいろ協力できる内容を聞き取った上で協定を結んでおると聞いておりますので、必ずしも人数が少ないからできないんじゃないかという、そこだけを見て捉えるのではなくて、どのような協定ができるかを判断して協定を結んでおりますので、そこらはできるだけ公平に評価してあげるべきかなと我々としては考えております。

○ 樋口博己委員

行政ですので、一つの物差しの中で、ルールの中で、その基準にのっとって公平に見るということは当然だと思っています。

ただ、現場の現実的な話になると、そういうしっかりと日常的に人も抱え、重機も抱え、資材、機材も抱え事業運営を行っているところと、やはり限られた人で行っている事業所と比べると、仕事がどんどんある景気がいいときはいいんですけれども、やはり今回のコロナであつたりとか様々なリーマンショックとかそういう状況になると非常にリスクを抱えるわけですよ、そういう資材、機材、人を持っているところが。そういうところが、本来なら機敏に災害時にもすぐさま自前の人で、自前の重機で災害復旧、協力いただけるようなところがあるというところは、また一つの公平な基準をもって今後さらに、これがいいという制度はないと思いますけれども、さらに研究して制度を高めていっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○ 萩須智之委員長

樋口委員、1時間ちょっとたちましたので休憩を取らせていただこうかと思うんですが、まだ引き続きご質疑はありますね。休憩後でもよろしいですか。

では、休憩を取らせていただきましょうか。

じゃ、午後4時から再開させていただきます。じゃ、よろしくお願いします。

15 : 45 休憩

15 : 59 再開

○ 萩須智之委員長

引き続き質疑を続けさせていただきます。

○ 樋口博己委員

同じ資料で14ページ、窓口支援、行政内部システム及びスマート自治体の取組状況について、資料をありがとうございます。

これ、まず、ICT、前は推進課でしたよね。戦略課になったと。これ、昨年度ですよ。昨年度、ICT戦略課になって、どのような展開があるのかなと思ってちょっとお聞

きました。

その中で、2のほうの取組状況についてということで、令和2年度に稼働予定の税総合システム等の構築のところをちょっと教えていただきたいんですけども。

○ 林 I C T 戦略課長

こちらの税総合システムの構築ということで、実は、これは、この背景には、ホストコンピュータと、あと、今、実際に住民情報システム、こちらのほうを使っていますが、それが保守期限切れになるということで、これがちょうどもう来年の2月ぐらいが期限になってまいります。ですので、その前に新たなシステムを構築する必要があるということで、今まさに運用テスト等をしておりまして、この年末に更新予定でございます。

○ 樋口博己委員

これは、何か、税総合システムというので、この更新だけではなくて、新たなシステムになることで利便性が向上するとか何かプラスされることってあるんですかね。

○ 林 I C T 戦略課長

単純にこのシステム更新だけではなくて、やはり今までですと全部その業務というか各原課の職員の要望を取り込んでカスタマイズを重ねてまいっておりましたが、今回の更新につきましては、まず、標準パッケージを導入いたしまして、法改正とかそういったときに、新たな追加経費が発生しないような、まず保守性を重要視したというのと、あと、将来的には標準化ということで、データ形式であったり帳票画面レイアウト、その辺の標準化をすることによりまして、国が標準化も進めてございますので、そういったところにつなげていく第1段階として、そういう取りまとめをしているということでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、国もデジタル行政、目指して協議を進めていこうということになっていきますけど、そこで課題となるのが各自治体によってシステムが違うということが言われるんですけど、これは先ほどの説明でありましたけれども、将来、国が、統一まで行くかどうか分かりませんが、そういう標準的なシステムに変わっていくということではないんですかね。

○ 林 ICT 戦略課長

一応、将来的な構想につきましては、国もそういった大きな標準化という絵を描いてございますのでその流れに乗りたいわけですが、ただ、やはり国の提供システムに合う合わないというものがございまして、やはりこのまま独自に進めたほうが市民サービスはより維持できるというものにつきましては、そういった独自の部分も残しつつやっていきたいというふうな考えでございます。

○ 萩須智之委員長

すみません、ちょっとお伺いしたいんですけど、公会計改革で複式簿記なんかを入れているのに、国の外郭団体がソフトを作っているような公的な団体のを導入していたと思うんですが、これは民間のものなんですか、このシステムというのは。お答えできなければ、また後でお答えいただいたら結構ですけれども。

○ 林 ICT 戦略課長

民間のシステムです。

○ 萩須智之委員長

民間ですね。そうすると、国が標準化するとしたら、そういう公的なものをやっているかも分からないけど、そうではないということですね。

すみません、樋口委員、口を挟みまして申し訳ないです。

○ 樋口博己委員

分かりました。

これ、今、説明があったんですけど、業務的にあれですか、税の総合システムで、今まで一手間二手間、カスタマイズというよりはパッケージでというような説明があったんですけど、具体的にその税の関係の職員の方が、業務が軽減されるとか簡素化されるというふうに捉えていいんですかね。

○ 勝又 ICT 戦略課副参事

今、新しい税総合システムにおける原課のほうの負担軽減であるとか新しいことということなんですが、実際のところ、パッケージを入れるという形であっても、各メーカーがいろいろそろえているシステムがあつて、それをどう入れるかという話があつて、選定する上でいろいろお話を聞いて、デモもしてもらつて、その上で一番いいものを選んでいくという状況ではあるんですが、その中で軽減できるものであるとかそういったものは、より取り込もうという形でやっております。

ちなみに、今回のものにつきましては、資料登録といいますか、そのデータを取り込む際に、もっと簡易的に電子化するかそういった形で取り込んで進めていくというような形で軽減を図っていきたいというふうなこともあります。一般的にそんな感じでございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。ちょっとイメージが沸かんですが、何か具体的に、総合システムというので、一つの担当課が何か情報を入力すると全てにその情報が共有されていて、何か一つのフォーマットにデータとして積み重なっていくのかちょっとよく分かんませんが、何か具体的に分かりやすい例、こういうふうに利便性が向上するという例って何かありますか。

○ 林 ICT 戦略課長

ちょっと具体例になるかどうかあれなんですが、基本的に、この税総合ということ、この総合の意味が、それぞれ市民税課、資産税課、収納とかいろいろな税業務がありますが、それぞれの入り口については画面がそれぞれあるんですが、その土台になるそのデータのやり取りする基盤の部分ですが、そこについては統一で総合的に管理していくということですので、一つの原課の窓口でデータを入れたときに、それはその関連する税のところで全部参照ができて、それを利用しながら業務効率を上げていくという、そういうような考えでございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

そうすると、今のご説明のイメージだと、例えば、収納推進課が市民税で滞納があつた

りすると、それにひもづけられて、すぐ国保とかいろんなものの数字が確認できるというイメージでいいんですかね。

○ 勝又 I C T 戦略課副参事

共通基盤のシステムというのが税総合システムよりも元のシステムがあって、それぞれ個別システムというのをつなぐシステムでございます。そちらについては、統合していったデータベースといいますかね、それぞれの業務間をつなぐためのデータベースというのを用意しまして、その間で連携させていただくということで、個別システムがそれぞれ独自で連携するものではなくて、共通基盤システムを使ったシステム連携をするということで、これから迎える標準化に対して、国がそれぞれの個別業務システムを標準化した場合においても、取っ替えひっ替えができるような形の考え方をしておると。個別システムでのそれぞれの改善点とかいいところについては、それぞれ選定するような上で選んでいるというような形で効果を上げようと。

また、これから行政手続のオンライン化とかそういったところについても、入り口のところでデータを取り込んで、オンラインのほうで取り込むって言ったときにも、それを視野に入れた形で選定して構築していくというような形で考えております。

以上です。

○ 樋口博己委員

分かりました。大分分かってきました。ありがとうございます。

それで、今年度中ですか、具体的にこのシステムが稼働するのがね。今後様々なところでデジタル化が進んでいきますので、大いにこのシステムを活用いただけるようお願いしたいと思います。

それで、最後にちょっと感想というか感覚でいいんですけど、この I T 推進課から I C T 戦略課に変わったことでどんなふうに変ったというふうに感じてみえるのか、どういふふうに変っていかなあかんとお考えなのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですが。

○ 林 I C T 戦略課長

委員からおっしゃられましたように、I T 推進課から I C T 戦略課へ変わったというこ

とで、名前のおり戦略ということですので、今までですと、今も経費の中の大部分がシステムの保守運用管理という、こういった部分が大部分を占めてございます。これはシステムを安定稼働させて市民サービス等を停滞させないというこういう思いでやってきたわけですが、やはり国も紙からデジタルということでそういった動きがありまして、国のほうでもスマート自治体を推進しているということがございますので、これからはやはり計画的に戦略的にやっていかないといけないということで、職員としまして、企画に関するところをたくさん持って行って、保守とかそういった部分は、どちらかといえば外部委託をすることによって少ない人数で新たな企画等をして、それを実践して行って市民サービスにつなげていきたいと、そういうような思いで戦略ということでやっていきたいと考えてございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

保守点検業務は外部委託というようなご発言もあったんですけども、外へ出せるところは、民に出せるところは出していただきながら、しっかりと企画というふうなご発言もありましたので、これ、私は個人的には総務部というよりは政策推進部にあったほうがいいのかと思っていますが、これは私の感覚ですが、より一層戦略課の名前にふさわしい業務を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

じゃ、まず、元の資料、総務部の元資料から少し確認をさせてください。

35分の11から文書関係がありまして、35分の11、機密公文書リサイクル処理、それから、その下、シュレッダーくず収集・リサイクル処理、これって、経費ゼロ円でリサイクル処理を委託しているというようなことが書いてあるんですけど、金の流れというか、なぜ経費ゼロ円なのか、どういう仕組みなのか、ちょっと教えてください。

○ 清水総務部次長

機密公文書リサイクル処理、シュレッダーくず収集の経費ゼロ円というところのご質問いただきました。

こちらにつきましては、入札をした上で一番経費が安いところ、このゼロ円入札されてきまして、結果としてこういった経費ゼロ円のところに受託しておるという状況でございます。

○ 豊田政典委員

業者的にはリサイクルで収入があるのでゼロ円で請け負っていると、そういう理解でいいんですか。

○ 清水総務部次長

業者側としては、ゼロ円でもこの紙を欲しておるといいますかそういったところがあって、処理方法のところをご覧いただきますと、製紙工場で溶かして資源として活用すると、そういったことの利用をされておるということでございます。

○ 豊田政典委員

これで、業者、もうかるんですよね、当然。その幾らもうかるのかそういうのは分かるんですか。

○ 清水総務部次長

こちらとしては経費ゼロ円で行っていただいておりますけれども、業者がそれによって幾らの利益を上げているかというのは承知してございません。

○ 豊田政典委員

知らない。

今、答弁の中で入札してというような話なんですけど、ほかの入札額というのは、ゼロ円よりも高い金額のところもあったということですね。

もう素朴な疑問、一つ、①機密公文書って何ですか。

○ 清水総務部次長

機密公文書といいますのは機密性の高い文書でして、個人情報載っておるとかそういった保存年限も経過したものに関して処理をお願いしておるところでございます。

○ 豊田政典委員

結構大量にあるんですね。②よりも桁違いに多い。

○ 清水総務部次長

そうですね、処理量としましては、令和元年度8万2720kg、シュレッダーくずって申しますのは、個人情報載っているようなものについて裁断したものでして6060kgですが、全庁的に管財課が行っているような処理量については、20万kg近いということでございます。

○ 豊田政典委員

あと、この部分、この項目で、11ページの①②、それから、12ページに二つある事業、これ、全部入札なんですか。

○ 清水総務部次長

入札でございます。

○ 豊田政典委員

四つとも。

○ 清水総務部次長

はい。

○ 豊田政典委員

はい、じゃ、これは分かりました。

次、また全然違う話ですけど、35分の29から各地区の人権・同和教育推進協議会の活動

というのをまとめていただきました。

まず、よく分からないのが、委託料に2種類ある。基本額と広域等とありますよね。基本額の決め方と広域等の意味というか、どういう場合につくのか、ちょっと確認させてください。

○ 森人権センター所長

こちらの委託料でございますけれども、基本という形で、各地区単位での活動団体の委託料、これが24万円という形で基本設定をしております。同様に、今、資料を見ていただいています30ページのほうに、下、五つありますけれども、これもブロック単位で活動しておりますので、こちらにつきましても24万円という基本額を設定しております。

加えて、広域といいますのは、複数の団体で活動している場合、こちらにつきましても同様に24万円、全てこれを上限として設定しております、その上限内で活動していただいております、その範囲の委託料となっております。

○ 豊田政典委員

まず、基本額から行くと、24万円って言われるけど、表を見ているだけで何も知らないんですよ、24万円以上の地区が少なからずあるのは、どういうことなの。22万円とか。

○ 森人権センター所長

すみません、失礼いたしました。ちょっと説明不足しておりました。申し訳ありません。

基本額というのは、先ほどご説明させていただいたとおりでございますけれども、こちらに加えて、その世帯数の7000世帯以上については5万円の上乗せであるとか、1万世帯以上については8万円の上乗せというのを上乗せしておりますので、その24万円プラスというものが発生しております。

○ 豊田政典委員

広域も24万円って言われるけどさ、違いますやん。広域も、ちょっとまだイメージできないので、広域の、もう一度説明と、金額の決め方。

○ 森人権センター所長

すみません。失礼いたしました。先ほど、広域のほうを24万円って説明させていただきましたが、すみません、訂正させていただきます。広域は30万円を上限として、その範囲内で活動していただいております。ですので、その30万円以内という中で、その以内の中の例えば6万円であるとか20万円というものも委託料としてある状態になっております。

○ 豊田政典委員

その上限だけは分かりましたけど、金額の決め方は、広域の。

○ 森人権センター所長

度々すみませんです。

先ほどご説明しました上限額という範囲の中で、各地区、各団体が計画を立てていただきまして、その範囲内での委託となりますので、当然、計画の中身によって金額は変わってくるという形になっております。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

いやいや、よくない。

広域の金額は、規格内、規格というかその活動内容によって違ってくるというところまでは分かりました。

それで、回数だけ見ると、かなり地区によってばらつきがある。少ないところで、水沢地区が2回ですね。あと、下野と小山田、羽津が合計3回。一方で、多いところは20回とか、委員長のところも、大矢知も多かったな、14回とかね。それから、保々、神前やら常磐やらというのは、日永も多いですね。この、何て言うのかな、多いのは結構なんですけど、少ないところ、これでいいのかなという気がするんですけど、これ、どうなんですか。

○ 萩須智之委員長

担い手にもよるとは思うんですが。

○ 森人権センター所長

すみません、確かに活動の多い少ないというのはありますけれども、この活動自体が各地域の実情に応じた形で各地区が取り組む内容によって当然その回数も違ってきているのが実情でございます。例えば、研修会というのを数回やっていただいている地区もあれば、小さい単位で地区懇談会というのを十数回やっていただいている場合もありますので、それらも含めて地域に応じた活動をしていただいております結果として回数に差が生じておるところでございます。

○ 豊田政典委員

いや、それは結果はそうなんですけど、この事業は委託事業なんですよね。それで、当然やってもらうべき内容、密度というのがあるはずなんですよ。それが、地区の実情というか、その内容も地区で考えるんでしょうけど、参加者人数もばらつきがある。このことは、地区に任せてあるから、委託してあるから仕方ないということで済ませるものではないと私は思って聞いているんですけどね。委託事業なんやろう。回数プラス人数ですよ。

○ 荻須智之委員長

もうちょっとこの委託事業の中身を、地区のボランティアの人権協とかそういう団体がやっているというあたりまで言及していただいて豊田委員の疑問を解いていただきたいんですが。

○ 森人権センター所長

すみません。それでは、例えばその地域での活動という形で若干ご説明させていただきたいんですけども、例えば大矢知地区でありましたら、ひまわりでつなぐ人権の輪という形で、福島との震災ともつなぐような活動という形でひまわりを育てていただいております活動をしていただいておりますとか、あと、四郷地区においては人権作文というのを作っていただいて、それらを広めていただく活動をしていただくという活動をしていただいている団体がありますとか、あと、広報を作っていただいて全戸配布していただいております地域といった形で、やっぱり地域によっては、何といたしますか、物を作って啓発していただいております団体もあれば、人を寄せていただいて何らかの活動をしていただく団体、また、学ぶ機会として研修をしていただいたり、と、様々な活動がやっぱりある中で、そこに寄って

る人数についてもどうしても差が生じているというところが実情かと思っております。

○ 荻須智之委員長

豊田委員、よろしいですか。

○ 豊田政典委員

よくない。

○ 荻須智之委員長

よくない。

○ 豊田政典委員

だから、その地区に任せているので差が出るのは、結果的に出ているよというのはそのとおりなんですけど、そうじゃなくて、あくまでも市の事業を委託しているわけですよね。こういうことを、より多くの地区住民に目的を達成するために参加してほしいというのは根本にあると思うんですよ。であるとするならば、地区が集めたのはこれだけだから仕方ないでは済まされる問題じゃないと僕は思うんですよ。だから、まず、活発にやられている、あるいはユニークな活動をされているところの内容を各全地区に伝えてね、こういうやり方もあるとか、より多くの参加者が増えるのがやはり大切なことだと思いますから、地区に任せたからそれでいいんだというのはそれは間違いだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○ 荻須智之委員長

民間企業に請負をさせるというのとはちょっと毛色が違うんですね。相手方も法人格もない地区の一組織だったり自治会の内部組織だったりするケースもあると思うので、本当に状況が千差万別だと思いますので、その辺で地区で自治会活動も継続が難しい地区もあったりとかということを見るとやっぱりそういう影響があるのかなというふうに見て私も手伝っていますので、センター長、そこら辺もうちょっと苦しいところを説明してもらってもいいと思いますが、どうぞ。

○ 森人権センター所長

委員長、おっしゃっていただいたように、地域で活動していただいている方につきましては、本当にボランティアで活動していただいている方もたくさんおる中で、より多くの人を集めて活動していただいているところと思っています。

ただ、昨今のこのコロナ禍の中で人を集めるというものが、今後人を集めて啓発していくというものがいかなものかという声もある中で、今後の啓発活動というものも含めましては、やはりどういう活動が人権啓発していく上で大切だということも今後の課題としてちょっと考えているところがございますので、そういったものも含めて、改めてちょっと啓発手法についても研究をしていきたいというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

森さんが言うとおりで、方法について課題というか行き詰まりがあるのであればほかの方法も考えるべきだし、私も四郷で何度も参加していますが、充て職で何らかの役目を持っている人が呼ばれて来ているだけです。それで全地区住民に伝わるとはとても思えない。だから、方法も含めて、この事業目的を達成するためにどんなやり方がいいのか、今までどおり続けていくだけではなくて、改めて立ち止まって考えていただければなと思いました。

この項目は終わりです。

○ 萩須智之委員長

はい。

○ 豊田政典委員

続けて行きますか。

○ 萩須智之委員長

どうぞ。

○ 豊田政典委員

それじゃ、追加資料も頂いた選挙管理委員会、鹿島さん、お待たせしました。

まず、元資料のほうから行きますが、31から元の資料に書いていただいた投票率が下がってきているので、このことについて追加の請求もさせていただいたんですけど、これ、投票率って、ちなみに、4種類ぐらいあるんですけど、史上最低なんですか、だったんですか。分かりますか。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

四つ今回選挙があったということで、それぞれの投票率でございます。

まず、県議会議員選挙でございますけれども、こちらにつきましては、今、私の手元に持っておるのが平成元年度以降の投票率の推移を持っておるんですが、これ以降に関しましては最低となっております。

知事選挙におきましても同じで、平成元年度以降ということであれば最低ということでございます。

市議会議員選挙につきましても、最低でございます。

参議院議員選挙につきましては、もっと低かったときがございまして、これは平成7年の参議院選挙でございますが、このときに44.72%という投票率であったことがございます。ですので、最低ということではございません。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

ありがとうございます。選挙管理委員会にお聞きするんですけど、投票率が年々下がってきている、年々じゃない、毎回最低になっている。我々の選挙、市議会議員選挙は、ついに50%を割っちゃったと、初めて。このことは、選挙管理委員会としては課題だと受け止めておりますか。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

もちろん投票率を上げていく、向上させていくということが選挙管理委員会事務局としての目標でもございますもので、これが下がっていくということに関しましては、私どもとしてもあってはならない、どこかで歯止めをかけるようなことをしていかなければならないという認識ではございます。

ただ、どうしても投票率というのが、啓発ですとか、もちろん投票環境の充実というよ

うな部分で寄与できる部分はあるんですけども、そこには影響を受けないような要因での部分もあるということもございますもので、そういった外的な要因の部分等もあるという中で、我々ができるところをもう少し考えていかなければならんのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

鹿島さんの言うとおりでと思います。私は、様々な要素があって投票率が下がっている。一説には候補者に魅力がないからなんていうことも言われているので、俺もそうかと。入れたいやつおらんもんで、しゃあないやないかと言う人もいますから、そういうことも頭に入れながらちょっと質疑をしていくんですけど。

その前に、言い忘れていましたけど、私、各部局で部長に言っているんですけど、何遍も言いたくないんですけど、資料の作り方というか、決算資料、言うていますけど、毎年。やっぱり決算審査のタイミングというのが、1年を振り返って、お互いによい議論をし、次なる手を考えていくという貴重な時間だと思うので、これをやりました、これをやりました、これをやりましたで終わっていますやん、総務部。ほかにもそうなんですけど。そうじゃなくて、こういう成果があった、だけれどもこういう課題は残ったので、これからはこうしていく、そういう資料作りを今後また検討いただきたいなど。例えば選挙管理委員会の話をしていますけど、今、鹿島さんが言われるように一つの大きな課題だと受け止めておられるので、この去年の四つの選挙の投票率が下がった、そういうことを書いてほしいわけです。そうしたら我々も一緒に考えられるので、それをちょっと、別、それましたけど。

次、戻りますが。その前に、開票のデータも入れていただいた。開票、全部いろいろ工夫していただいて時間短縮されてましたよね。これは本当にご苦労さんだということをお願いして。職員の皆さんも動員されて、一生懸命頑張って、所要時間を随分短縮していただいているな。全国でも有数な時間短縮してもらっているなということを感じを申し上げたいと言いながら、質疑は、31ページ、選挙管理委員会を15回開催したと。もう2年前の倍ぐらい。8回から15回。選挙年だということもあるんですけど。これは、15回、何をやってたんですか。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

こちらに関しましては、委員がおっしゃっていただいたように選挙がある年ということがございますもので、選挙関係の開催ということもございます。

それ以外に、毎年ありますような選挙人名簿への定時登録でありますとか、在外選挙人名簿登録抹消等の、いわゆる定期的にやる議題というところもあるんですが、先ほど申し上げた、そのときに執行があります選挙に係る委員会がございます。例えば、選挙のためにくじを引いていただくようなために開催するような選挙管理委員会もございますもので、どうしてもこの令和元年度につきましては回数が多くなっておるといような状況でございます。

○ 豊田政典委員

15回もやってもらったので、様々投票率向上のために議論してもらったのかなと思ってお聞きしましたが、よく分からない。

追加資料に行きますけど、42分の15に投票区別の有権者登録者数をいただきました。ざっと見て、多いところでは五つの投票区が6000人を超えている。7000人以上もありますね。少ないところは少ないところで1000人台。多ければ多いほど、例えば地理的に遠いところで遠くなってしまったりとか幾つかの弊害はあると思うんです。国の指針、総務省の何らかの基準って確かありましたよ、1投票区当たり何人以内が望ましいみたいな。僕、ちょっと記憶が曖昧なまま質問するので申し訳ないんですけど、少しそれをちょっと紹介してほしいんですけど。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

総務省の指針ということでございます。ちょっと私が今覚えておる範囲で申しますと、3000人以内というのが望ましいというようなことは言われておったということで覚えております。

ただ、これ以外にも距離もあったと記憶しておりますが、申し訳ございません、ちょっと今は手元に資料のほうを持ち合わせてございませんので、申し訳ございません。

○ 萩須智之委員長

豊田委員、必要ですか、追加資料として。

○ 豊田政典委員

じゃ、また後で頂ければ。

○ 萩須智之委員長

これは審査に影響しますか。

○ 豊田政典委員

影響しますが、なくてもいいです。

○ 萩須智之委員長

はい、じゃ、後で出してください。

○ 豊田政典委員

後でいいです。

それで、鹿島さんが言われたように、いろんな要素があって投票率は下がっている、投票へ行く人、少なくなっているんですけど、その中でできることということで追加資料を頂いた。投票所の数を増やすというのは、前から議会からも私も言っているし、随分と言っているけれども、なかなか増やしてもらえない。

42分の18にハード面の取組というようなことで文書は書いてもらったんですけど、1年間ほとんど何もやっていないということですね。その課題の収集方法が、投票日当日の巡回や投票事務に従事する職員からの情報。だから、この課題の把握の仕方がまず甘いんじゃないかと思うのと、それはどうなのって聞いているんですけど。

それから、その課題は、その方法で把握、整理しておりますって書いてある。一部やりました。碎石とか足場とか投光器。その以外の課題はどう扱ったのか。去年、把握、整理したやつ。

それから、期日前投票所の商業施設の投票所、県内状況を確認した。それから、LAN回線セキュリティー確保の敷設が可能であるか検討を行った。こんな確認して検討してどうなったのか。これも質問なんです。結局、3段落目は、ハード面の課題は、難しいものもあるため情報把握に努める。課題解消に向けて検討する。何にも見えてこないんですけど

ど、どうなのでしょう。どうなのって、質問です。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

豊田委員から幾つかご指摘等をいただきました。

まず、課題の把握の方法が甘いのではないかというところですが、こちらにつきましては、やはり稼働している選挙の投票所のほうでどういった状況になっておるのかというのがなかなか選挙管理委員会事務局のほうで把握がしづらいということがございますので、選挙投票日当日に近くで投票所の状況を見ている、まさに従事していただいている人の視点で課題を抽出していただくというところは大変重要なところでございまして、我々がこれを改善していこうとする参考には非常に役立っておるというところがございます。

また、その従事しているだけの視点というよりは、より選挙管理委員会事務局の視点ということで確認もしたいということで巡回も行っておる中で課題を抽出しておるというところがございます。

実際にその解決に至ったものとしてお示ししたものが非常に少ないというようなこともございます。それ以外の課題はどうしておるのかというところですが、すぐに対応できないものにつきましては、例えば予算措置が必要なものでありますようなものは次回以降の選挙に繰延べでやっていくとか、それか、もっとなかなか重い課題、例えば駐車場の不足とかそういったところの課題につきましては、長期的に近くに駐車場として借りられるような場所がないのかというようなことを引き続いて調査したりというようなことはさせていただいておるような状況でございますが、思うような改善には至っていないというような状況でございます。

また、商業施設の検討ということでございます。

確認ということで、県内の実施、参議院議員選挙の折に県内で商業施設に設置した市町が4市1町ございましたもので、こちらの設置状況、あるいは投票の状況等を確認させていただきました。こちらにつきましては、期日前投票所の投票率、期日前投票所だけを抜き出した投票率というのが非常に上がっておるというような状況がございました。

ただ、その全市町とも投票率自体は下がっておるという四日市市と同じような傾向を示しておりましたもので、その分、当日投票所の投票率も下がっておるというようなことがございますので、これをどのように捉えていくべきなのかというようなところを今後検討

していかなければならんのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

そうですね。

じゃ、もう一つ、追加で頂いた資料の二つ目、昨年度執行した啓発事業というので、いろいろやっていただいているのは分かりました。20項目に整理していただいた。

だけど、私、聞いたのは、請求したのは、令和元年度1年で新規にやったのは何ですかと言って聞いたら、さっき説明のときにアンダーライン1、2、3ですね、これが新規だということですか。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

豊田委員のおっしゃるとおり、丸っとこれを一つ新規でやりましたというようなものが実はございませんでした。それで、その中の一部、例えば、ホームページによる啓発につきましても以前からやっておるところなんですけれども、全面更新をいたしましてスマートフォン対応としたですとか、動画も以前から作成はしておったところなんですけれども、今回初めてユーチューブへの掲載をしたというようなところを上げさせていただいておるというような次第でございます。

○ 豊田政典委員

その資料の意味は理解しましたが、じゃ、1、2、3、アンダーラインの部分新たに改善というか拡充してもらった。その効果というかアクセス数とかそういうので、何か目を見張る効果はありましたか。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

ちょっと資料を持ち合わせているので、探させていただきます。

○ 萩須智之委員長

ちょっと時間があるのでお聞きしたいんですが、鹿島さん以外の方でいいんですが、マイナンバーも整備されてきたので、電子投票というのはもう一回考えられないんですかね。

というのは、もう私も議員になって、なる前からいろいろ町内を歩いていると、行けないというお年寄りが多いんですね、投票所に。だから、逆に、老人施設なんかは投票箱が回ってくるんですね。これは理不尽やという声もあるんですが。かといって、投票所に当日運ぶと違反やと。どうすりゃええんやという声はよく聞きます。その方たちはやはり投票に行っていないんですね、高齢者の方は。この辺についての対策を取るだけでも大きいと思いますが。せっかくマイナンバーというのが整備されていくのであれば、前よりは個人の識別がしやすくなるんで選挙に使いやすいと思うんですが、お考えはありますか、そういう点に。

○ 内田総務部長

マイナンバーカードという情報インフラがやっぱり整ってくるということは新たなその手法が考えられるいい機会やとは思っておりますけれども、選挙につきましては、我々の発想でやらせていただく分にはどんどんどん案は出たとしても、どうしても法の壁というのがありまして、今、ご提案いただいた高齢者が移動が困難であって投票所へ行けないと、そういう現状を我々も声として伺っておるし、制度としては、障害の程度が、これ、県の選管のほうでも決めていますけれども、ある程度の障害をお持ちの方は郵便投票できるようになっています。ただ、実際にはその方を見たときに、本当に歩くの苦勞されておっても障害の程度でなかなか郵便投票ができないというそういう法の壁があって、現実的ではない部分がやっぱりありました。

ただ、委員長のおっしゃられたように、これから情報インフラが整ってくると、選挙そのものの在り方もやっぱり変わってくる部分はあると思いますので、それは我々としても国に対して声を上げていく必要があるだろうし、また、それが実現されたときに速やかに四日市も導入できるように準備していく必要があると、このようには思っております。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ぜひとも何とか進めていただけたらなと思います。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

大変お待たせいたしまして申し訳ございませんでした。

まず、ホームページのアクセス数でございます。これが、その改修前と後という比較になっていないところで恐縮なんですけれども、期間として捉えた場合に、知事、県議選の選挙期間、プラスアルファの日数の中でアクセスした件数というのが6895件、市議会議員選挙につきましては3万1429件、参議院議員選挙につきましては1万1790件ということになっております。これは、投票の選挙期日等で、選挙の結果等を見ていただくというようなアクセス数が多いというところがあるようでございまして、例えば、市議会議員選挙の選挙期日、投票日当日でありますと1万何がし、その翌日でも1万三千何がしというようなアクセスがございまして、これがふだん何もなしというときですと数十、100に満たないようなアクセス数ということでございまして、こういった期間にたくさんアクセスをいただいております。

申し訳ございませんが、スマートフォンで見ていただいていたのかPCなのかというところまでは判別ができないというところがございます。

それと、ユーチューブの再生回数でございます。これも選挙の期間というところの話ではないんですけれども、今日現在ということで再生回数を把握しましたところが、301回というところがございます。これが多いのか少ないのかというのがなかなか判別しづらいということがございまして、ほかの選挙の同じような広報を、報告を見させていただいたところが、例えばとある市長選挙に関しましては245回、四日市よりも大きな規模の市でございますけれども、そういったような例もございましたので、かなりアクセスはあるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

多いか少ないかよく分からない。それから、新規の取組がどれだけ効果があったかって、効果というかアクセスされたか、増えたのか減ったのかというのはちょっと分かりませんが、アクセスしている人は割といると。1番、2番はね。3番は僕は少ないと思っておりますけど。可能な限り、そういった取組は、後からでもいいので検証できる限りやってさ、それは無駄、外れだったねというのは、また別の方法を考えたりする必要があるのかなと思いました。

それで、42分の18の話を聞きましたけど、既にあるハード面の課題についてはさ、なるべくその解消に向けてやっていただきたいなど。既にあるハード面、課題が分かっている

んですから、それは解消に向けでやってほしい。もちろん投票所も増やしてもらったほうが私はいいとずっと思っています。

それから、新たな取組については、たくさんやってもらって頑張ってもらっているのはよく分かりましたが、ほかの全国で成功事例があるのかないのか私も知りませんが、市も、もっと研究してもらってね、何らかの取組を進めていただければなという気がいたします。

委員長と部長とやり取りにあったように、選挙制度、投票制度が変わることも期待したいんですけど、なかなかすぐにそういうわけにもいかないの、現行制度で選挙が行われる以上、その中でできることをやっていただく必要があるのかなと思いますから、選挙管理委員会も熱心に会議を開いておられるということですし、市議会議員出身の選挙管理委員会委員もというか、議会推薦の委員も2人入ってもらっていますから、いろんなアイデア、いろんな経験を生かしていただいて、取組を進めていただきたいなというところですね。そんなこんなでいろいろ教えてもらいましたが、どうでしょうという。部長です、最後は。

○ 萩須智之委員長

内田部長、総括をお願いします。

○ 内田総務部長

選挙の事務に関して、いろいろご意見頂戴しました。

資料が表しているように、やはり我々としましては、選挙広報、選挙の啓発、これは資料にもございましたようにたっぷりメニューがあって、個々に効果測定をきちっとしてきたかということは、おっしゃるとおりなかなかそうでない部分もありますけれども、これを継続してやってきて少しでも改善、あるいはよくしようと思った取組は、この資料に表れていると私自身は思っています。

ただ、ハードに関するいろんな取組、これは、もう本当に資料のとおりで、申し訳ないですけども、限界が来ておる部分もありますし、やはり全く違う観点でやっぱり進めていかんと突破口が見いだせやんのかなというふうな実感を持っていました。ですから、法の許す範囲の中で言いますと、昨年の委員の皆様からもご意見頂戴したのは、やはり期日前投票の充実でありますとか、商業施設を活用した、あるいは、バスを巡回させて移動投

票所、あるいは、期日前投票と同じように当日もどこへ行ってもええように共通投票所、こういったことは全国でも事例がありますけれども、四日市の規模と、それから、全国の実例の中でもいろいろ失敗とか法に触れるようなこともあるというふうにも伺っていますので、ここら辺、なかなか四日市として積極的にいま一度なれやん部分ではありますが、これからはそういう新たなその情報インフラも整ってくることも踏まえて、我々としては一生懸命やれるところはやっていきたいなど、このように思っております。

以上です。

○ 荻須智之委員長

豊田委員、よろしいですか。

○ 豊田政典委員

はい、ありがとうございます。

○ 荻須智之委員長

ほか、いかがでしょう。

○ 村山繁生委員

関連で。

○ 荻須智之委員長

じゃ、関連で、村山委員、どうぞ。

○ 村山繁生委員

この商業施設に設置するということ、もうずっと前から言うておって、この対応がどうか検討してもらうの本当に遅いなというふうに素直な感想です。本当にやる気があるのかどうか本当に分からんというような内容で。

今、ちょっと、豊田委員の質問に対して、鹿島さんの、ちょっと僕、聞き逃したんですけど、新たに、昨年でしたっけ、4市1町が商業施設に置いたところ、そこは、そのところの投票率は上がったかとか、ちょっと聞き逃したんですけど。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

申し訳ございませんでした。投票率そのものは下がっておりました。ただ、期日前投票所だけを分離して投票率を出した場合に、かつての投票所だけの場合と今回の場合とというような比較をしますと、上がっておるといようなことでございます。

○ 村山繁生委員

上がったということですね。

それから、今、部長が言われた期日前の投票所も、当日も開くといようなことを、ほかのところではらほらそういうことも聞くんですが、それも検討はしてもらっているんですか。

○ 内田総務部長

全国で共通投票所を実際にやられたところ、これは我々としては情報としてつかんでおりますし、そこでいろいろ苦労されたこととか、やっぱりそういうこともお聞きさせていただいた中で、どうしても一番ネックになるのが、もうネットワーク障害です。全ての投票所をネットワークでつないで、どこで投票してもリアルに選挙人名簿に消し込みができる仕組みが要りますので、そのときに1か所でもネット障害を起こすと非常に全投票が止まってしまうので、それが一番ネックになっておるといことでした。

四日市の場合、61か所ある、それを全部ネットワークでつないで常に障害なく投票を終わらせようとするところは、まだ技術的に、あるいは我々の精神的にもなかなかやろうといところまで行っていないとい、そういう不安があるといことでご理解いただきたいと思ひます。

○ 村山繁生委員

何かそういう不安なところがクリアできれば検討に入っていくといことでもいいですか。

○ 内田総務部長

ネットワーク障害がもう100%ないといことであれば我々ももうちょっと前向きになりますけれども、私もこの世界で長くいろいろ仕事をさせてもらった中で、100%ないと

ということはまずなかったものですから、特に投票所の共通投票化といいますと、年に数回、毎日通信するものではなくて投票するときだけの通信ですので予期せぬことも起こり得るということで、これは非常に慎重にならざるを得やんなと思っております。

○ 村山繁生委員

分かりました。引き続き、その辺のいろんな課題をクリアしながら前向きに進んでいただきたいなというふうに思います。

それから、一つ確認なんですけど、病院なんかは、病室で投票できるということもある。それができる病院とできない病院があると思うんですが、それは間違いないですね。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

おっしゃっておるのが指定施設による不在者投票の制度ということでございまして、病院ですとか特別養護老人ホームですとかそういった施設を、これは県が指定するという制度になるんですけれども、その指定があるところであればその病院で投票するということができますので、おっしゃるように登録がされていない施設に関しましてはできないということで、その違いは生じてまいります。

○ 村山繁生委員

別に採決には関わりませんので、後でよろしいので、県の指定している病院なり福祉施設なり、老人施設なり、そういったところの一覧表を頂けたら頂きたいんですけど。

○ 萩須智之委員長

じゃ、資料請求ということでよろしいですね。

村山委員、よろしいですか。

○ 村山繁生委員

それでいいです。

○ 萩須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

1点だけ、すみません。

主要施策実績報告書で44ページの職員研修所のことでちょっと確認なんですけど、ここで説明の中段に、特別研修においてはということで、法務研修やクレーム対応研修を実施して職員の資質向上、市民対応能力の強化に努めましたというふうになっていまして、最近どうしても過度な要求をされる市民の方もあったりして、少し前にも少し暴力的なところも、そんなようなこともあったかと思っていまして、特にこのクレーム対応の研修、この辺のところ、昨年度で特に注意した点、特筆した点があったらちょっとそれを教えていただけますか。

○ 加藤職員研修所長

クレーム対応研修につきましては、非常にそれ以外の研修を受けた者からの要望というのも高く、例年継続して今までやっておるんですが、昨年実施した対応研修では、ちょっと時期的なものもあったりとか本人それぞれの業務の都合もありましてちょっと参加人数が少なかったんですが、15名の応募がありまして実施させていただいたところ、受けていただいた職員からは非常に理解度、満足度ともに高く、5点満点のうちの4.73点という点をいただいております。

こういった研修を受けた者については、一般的な基礎的なクレーム対応の研修をやっておりましたので、ぜひともそういったものの応用編というようなもう一つ進んだ研修もしていただきたいなということで要望がありましたもので、実は、令和2年度でそういった応用編も含めて実施をしようとしていたんですが、たまたま4月にコロナの感染症のほうに拡大しておりまして、ちょっと今は特別研修については中止をしておりますが、この先、いろんなやり方の工夫をしまして、引き続きこういったことは継続してやっていきたいと思っております。

市のほうでも不当要求に対応するようなマニュアルというのも作っていただいておりますので、そういったものとあわせて、職員としてはクレーム対応するときに1人でなかなか対応していくということになりますと、それこそメンタルの面とかでも非常に重圧がかかってまいりまして、それが元で健康的な被害を受けたりすることも考えられますので、職場として対応できるようにということの指導もいただいておりますので、そういったこ

とも含めて継続して今後も研修のほうはやってまいりたいと思っております。

○ 樋口博己委員

今、コロナ禍で、特に様々な思いの中で厳しい要求をされる方がみえるんじゃないかなということも想像するんですけども、マニュアル化ということもありましたけれども、極力こういった状況の中でも、そういう特別研修、実施に向けて努力いただきたいと思えます。

一方、過度な要求された場合には、いわゆる法令遵守推進監にどうつないでいくか、スムーズにどうつないでいくか。その職員を危険にさらせることはいけませんので、そういったことも含めて、しっかり。対応いかんで、その方が心は落ち着いていただくことあるでしょうし過度に反応する場合がありますので、十分しっかり取り組んでいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○ 村山繁生委員

関連。

すみません、ちょっとこれ、会派で聞けということをおぼれていました。今のところで、すみません。

そもそも、この44ページのやつ、指標は、理解度、満足度ということで、今、5点満点の4.幾つかというふうな答えですけど、これは何かアンケート形式みたいなものなんですか。

○ 加藤職員研修所長

実は、受講していただいた方に必ず受講後にはアンケートというものを提出していただいております。ご本人さんがその研修を受けた内容に満足をしたかどうかという、内容的に自分が思っていたような研修で受けてよかったなという満足という点と、それから、内容、先生のほうから指導いただいたときの内容の理解ができたかどうかといったことを5点満点評価で幾項目化していただいたものを平均化したものが今この点数になっております。

○ 村山繁生委員

そうすると、これは、理解度と満足度と違うと思うんですけど、理解度と満足度の平均点という意味ですか。

○ 加藤職員研修所長

ちょっと今、研修のほうは階層別研修ですか特別研修といったそれぞれの項目でやっておりますが、全体の研修の平均点としましては、理解度のほうの平均点が4.30、受講満足度のほうは4.36で、両方平均しまして4.33という形になっております。

○ 村山繁生委員

いずれにしても、ちょっとそのアンケートだけでそれをもうして終わりというんではなくて、これ、講習を受けられた人を、こういう点がよかったとか、こういう、この点がどうだったとか、もっとそういう細かい報告書とかレポートとか、報告書は、各自書くんですか、これ。

○ 加藤職員研修所長

こういった点数表示だけではなく、研修を受けたことでの意見ですか、これ以外に例えばこういう研修があったらいいなとか、今やっていただいた研修はこういうふうにもうちょっと変えていただくといいなというふうなアンケートは取っておりますので、そういったものは確認しまして翌年度以降の研修に生かすような方法を取っております。

○ 村山繁生委員

結構です。ありがとうございます。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

質疑は、ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

それでは、質疑もございませんので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論なしとのお声ですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

異議なしでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

では、原則どおり採決を行います。反対表明がありませんでしたので簡易採決とさせていただきます。

議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中、総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中、総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第10目人権推進費、第23目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費につきまして、認定すべきものとするにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。
続きまして、全体会に送るべき案件についてご意見を賜ります。
いかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中、総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中、総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第10目人権推進費、第23目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

それでは、これにて総務部所管部分の決算審査を終了します。
理事者の方、委員の方、皆様お疲れさまでした。

17 : 13 閉議